

こども教育委員会記録
【速報版】

令和8年6月1日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横浜市会

開会時刻 午前10時00分

◎ 開会宣告

- 麓理恵委員長 これより委員会を開会いたします。

◎ 市第12号議案の審査、採決

- 麓理恵委員長 教育委員会関係の審査に入ります。
なお、当局の発言に際しては着座のままで結構です。
初めに、市第12号議案を議題に供します。

市第12号議案 横浜市立学校条例の一部改正

- 麓理恵委員長 当局の説明を求めます。
○ 下田教育長 それでは、市第12号議案横浜市立学校条例の一部改正について御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。

1、趣旨ですが、戸塚区の東戸塚小学校は、令和8年5月1日現在、一般学級数が32学級となっており、今後も過大規模校の状態が継続する見込みです。

当該校の通学区域内に新たに小学校を整備できる適地がなく、市立小学校の敷地面積の平均と比べて2倍を超える広さを有しているため、敷地内に横浜市立東戸塚小学校分校を新たに設置いたします。

2ページを御覧ください。

2、概要ですが、東戸塚小学校の敷地面積は約2万9000平方メートルで、令和8年5月1日現在、在籍児童数は1141人、一般学級数は32学級、個別支援学級数は11学級となっております。令和7年度義務教育人口推計によると、令和13年度には学級数は46学級、児童数は1511人となる見込みです。

3ページを御覧ください。

3、これまでの検討経緯ですが、令和5年5月、第1回東戸塚小学校過大規模校対策検討部会において、過大規模校対策の検討を開始いたしました。令和6年1月、第4回の検討部会において、分校設置が適当との意見書が取りまとめられました。同年5月、教育委員会会議において、東戸塚小学校分校を設置することを決定いたしました。令和8年1月、公共事業評価委員会において、分校設置と併せて実施する校舎の建て替え等の事業の実施は妥当と判断をされました。

4ページを御覧ください。

4、校舎の整備ですが、現在の校舎の平均築年数が50年を超えていることや、多目的教室等が不足しているため、分校設置に合わせ校舎の建て替え等を行います。

5、新設予定日ですが、建て替え等の工事完了後である令和23年4月1日を見込んでおります。条例の施行日は、別途教育委員会規則で定めます。

6、事業スケジュールですが、令和8年度から11年度にかけて基本設計・実施設計を実施し、令和11年度から建て替え等の工事に着手する予定です。

説明は以上でございます。

- **麓理恵委員長** 説明が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **白井亮次委員** ありがとうございます。1点、木質化についてなんですけれども、これから設計に入ると思うんですけれども、木質化基準があって、森林環境譲与税を使ってということなんですけれども、当然この基準は満たしている中で、今までの前例でもですね。

ただ、学校にいらっしゃった方とか、子供たちが木を感じるようなデザインというのをもう少し意識してほしいなと思います。以前、局別審査や、横山正人議員からもお伝えしたかと思うんですけれども、例えば玄関のところをもう少し、いらっしゃった方がもう本当に木になったなみたいな、そういったデザインというのが大変重要だと思いますので、この設計の段階でそうした工夫をしてもらうようよろしく願いいたします。何か意見あれば、よろしく願いします。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます、昇降口ですとか、そういった市民の方から見るところ、そういったところに木質化を十分やっていくことが重要だと考えておりますので、今後の設計で、できるだけそういうところにやっていけるよう、しっかりやっていきたいと思っております。
- **白井亮次委員** ありがとうございます。やはり税金でやっているものなので、その税金の理解というのは大変重要ですので、ぜひよろしく願いします。

以上です。

- **高田修平委員** 私も議案関連で質問させていただいて、ちょっと詰めて質問いたします。何点か失礼します。

隣接する舞岡小学校は、個別支援学級が3学級含めて17学級あって、370人余りの規模と伺っています。地域の分断を図らないようにといった配慮があったと伺っていますが、東戸塚小学校の学区には舞岡町が入っておりますので、地域行事や自治会活動に支障はないのか、学区の変更は考えなかったのか、まずその点を伺います。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** ありがとうございます。舞岡小学校の学区変更については検討してございまして、舞岡小学校、一般学級に使用できる教室が14教室分ございます。現在14学級で学級数推移しているということで余裕がないということで、今回、学区変更の対象としては困難と判断しているところでございます。

委員おっしゃるように、地域の行事ですとか自治会活動というのも大事でございます。子供の通学距離とか交通安全も大事にしながら、そちらについても考えながら進めてきているところでございます。

- **高田修平委員** ありがとうございます。マンション群が多くて、多くの児童数の増加は継続が見込まれていますが、減少が始まると一気に学級数が減ってしまうということは、大規模団地に見られる状況であると思います。義務教育人口推計は令和13年度まで示されていますが、新設予定日は令和23年4月となっています。その間の義務教育人口推計はどうなっているのか伺います。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** マンションなどの建設によりまして児童の数が一気に増加して、その後だんだん減少していくというトレンドにつきましては、児童数の推計の中で見込んで加味しております。

令和23年時点でございますが、あまり減少しませんで、一般学級48学級と見込んでいるところでございます。

- **高田修平委員** ありがとうございます。あまり減少しないといた調査がなされているとのことですが。

この工事期間ですが、大変長期にわたると伺っています。その間の学校生活の安全性はどのように担保されるのか。また、運動場や体育館、特別教室など利用が制限されて、学びの影響があるのではないかと心配しております。地域の声がまとまっていると伺っておりますが、今後の工事の進め方など、丁寧な周知をしていただく必要があると思っておりますが、伺います。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 工事につきましては、子供たちに影響がないように、安全第一にすることが第一だと考えてございます。

それから、体育の授業とか、そういったカリキュラムにできるだけ影響が出ないよう、ローリングを計画しているところでございます。検討部会の中でも、地域・保護者の皆様から、そういった授業とかの影響についても御意見いただいているところでございますので、これから基本設計を行う中で、しっかり安全対策、それから授業への影響ということがないよう、しっかりやってきたいと思っております。

それから、工事説明会の場とかしっかり捉えて、地域とか保護者の皆様にしっかり周知をやっていかなければいけないと考えてございます。ありがとうございます。

- **高田修平委員** しっかりと児童・生徒の安全性、そして地域の方々の合意を進めていただきたいと思います。

この東戸塚小学校、舞岡小学校の児童は舞岡中学校に通うこととなりますが、こちらの義務教育人口推計も同じく出したほうがいいのかと考えています。1学年が10クラスを超える可能性があると考えますが、こちらの施設的には問題ないのか等々、御意見を伺います。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** おっしゃるとおり、舞岡中学校についても今後影響が出てくる可能性がございます。義務教育人口推計につきましては、全ての学校について毎年作成をしているところでございます。現時点では、舞岡中学校についてすぐ問題があるということではないんですけども、今後教室が不足する可能性もないわけではありませんので、今後動向をしっかりと注視しまして、舞岡中学校においても学校運営に支障がないように対応してまいりたいと思っております。

- **高田修平委員** ありがとうございます。すみません、最後に伺います。

大きな意味なんですけれども、昨今の中東情勢によって、様々なディベロッパーが、マンション等々の建て替えが遅れるといった報道がありますが、横浜市も小中学校の建て替えが計画的に進んでいますが、どのような影響があるのか、影響がないのか等を教えていただければと思います。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 現時点で、建て替え時期につきましては大きな影響は出ていないんですが、一部工事ですとやはり納期の遅延とか、そういったことが出てきてございまして、今後、工期延期という対応が必要になってくると考えてございます。

工事につきましては、建築局ですとか保全公社をお願いしてやっているところなんですけれども、施工業者とそれぞれ建築局なり保全公社が様々な工夫を行いまして、例えば、シンナーが入ってこないとなれば、シンナーを使わない水性塗料でやるですとか、そういう代替品の検討ですとか、あと施工の順番を変えるですとか、様々な工夫をしていただきまして、影響ないように今頑張っているところではございますが、今後はちょっと影響が出てくるおそれがございますので、施工業者への対応も含め、学校に影響のないようにしっかりやっていきたいと考えてございます。

- **高橋正治委員** 今回、建て替えも含めてこれからやっていく中で、さっきも木質化の話もありましたけれども、環境性能であるとか、ZEBとか、そういうふうな一つの基準ってあるじゃないですか、建築の。基

準を学校だったらここまでとかという基準があるんですけども、その辺も踏まえてレベルを上げていくとか、今の環境で教室が暑いであるとか、体育館が暑いよとかという、体育館空調を入れるのは当たり前ですけども、そのあたりの基準をどういうふうに環境性能を上げていこうとする、そのあたりの考え方というのはお持ちなんですか。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 基準につきましては、建築局のほうで環境配慮基準というものを定めているんですけども、学校につきましては、今ZEB Oriented相当ということ最低限の基準として設計を進めているところです。さらにその上の基準というのがZEB Readyという基準になるんですけども、そちらのほうに上げていけるかどうか、コストが上がってくる話ですので。コストがあまり上がらない形でReadyまで上げられないかみたいな検討を、今建築局のほうで随時やってくれているところがございます。

- **高橋正治委員** 検討してもらおうのと、それとさっき木質化の話もあったけれども、壁とかを木質化すれば、壁紙を張り替えるとか、そういうメンテナンスのことも考えて、将来のメンテナンスも考えてやっていただきたいと思うんですけども。

あと、この学校が、今人口は増えていっているんですけども、将来推計の中で、我々の先の時代になったときに、やっぱり教室が空いてくるよということも想定されると思うんですけども、その後の利活用がしやすいような、そういうふうな考え方というか、将来この学校がこのままでいいのかということ、それは変化していくと思うんですね。

私の地元で言うと、緑区の霧が丘というのは小学校が3校あったんだけど、その3校が横浜市の中では一番、第三小学校というのを地域活用していくという、そこがやっぱり幅広に廊下が取ってあって、高齢者施設も考えられるような、そういう地域活用の学校になったんですよね。3校一つの地域にあるんだけど、1校はもう使わないよというのが、でも、3校建てるときは、ずっとそのまま考えたのかどうかというよりも、そういう将来のことも考えて、多分、今の霧の里という第三小学校は設計されているんですね。

そう考えていったときに、こういうふうなものを造っていく中で、ユニバーサルというか、要は変換するようなことができるような、そういうふうな考え方というのものもある程度持って、せっかく新規にやるんだから、そういった将来推計の先の将来の活用みたいなところまでの、将来の人たちがいい設計やっているなというような、本当にいいコンセプトで造ったなということを言わせなければいけないと思うんですけども、そのあたりの御決意というんですか、今の意気込みというのはどういうものなんですか。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 非常に重要な視点だと思っております。実際そこまでやっているかという、あまり次の用途が決まらない中で、設計にどこまで、やればやるほどお金がかかっていく話になるので、そのバランスが非常に難しいものだなとは思っております。

ただ、おっしゃるとおり、今後子供たちの数が減っていくことを考えると、新しく造る建物につきましても本当に40年、50年、さらにもっと、今までですと70年、80年使うと思って造っていたものが、30年、40年で使わなくなるおそれもありますので、その辺も考えながら、建築局と共に設計を考えていきたいと考えております。

- **高橋正治委員** そういう意味では、結局躯体はしっかりして、その中のところを躯体にしないで、その壁が取れるとか、要はそういうふうな何か将来のいろんなことがフレキシブルになるような、コストとの関

係だと思えますけれども、そういうことは期待したいと思えます。

それで、もう一つ最後に、やっぱり学校というのは防災拠点としての機能がありますから、そういう意味での防災という視点からなってくると、やっぱり夜間照明の話というのは今、校庭の活用と併せて防災時、災害時のそういうふうな活用ということも考えていくんですが、防災の視点から整備というところへ何か組み込む、見せどころみたいなものを持っていかないと、せっかく久しぶりに再整備するのと、それと長寿命化という、リノベーションというすごいことをやるなど私思うんですけども、その辺の視点というのはどういうふうにこれから組み込んでいくんですか、防災は。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** ありがとうございます。御指摘の点はすごく考えるところではございます。

防災に関しましては、今体育館が防災拠点ということで、体育館の機能についてしっかりと、今は断熱をしっかりとしたものとして建て替えのときにはやっておりますし、空調もついたような形で整備をしているところでございます。今後は、そういったものをさらに発展させて、何が防災拠点として、避難所として必要なかということ、あらかじめ何を用意できるか、そういったことも検討していかないといけないかなと思えますので、御意見をしっかりと承って反映させていきたいと思えます。

- **高橋正治委員** もう最後にしますけれども、そういう意味では、これからのまちづくりにも資していきますし、そういうふうな一つの、今いろんなところで公共事業というか、公共建築物を再利用するとか、そういうふうな視点を入れていく中のその先まで入れたものを造っていくんですけども、そう考えていくと、横浜市として一つのモデル事業みたいな形に持っていかないといけないと思うんですけども。

そう考えていくと、これは全市的な視点でいくと、やっぱりものづくりをやってきた鈴木副市長に、その辺を所管していく中でリーダーシップを期待したいと思うんですけども、お願いというか、その辺のお話をいただければと思います。

- **鈴木副市長** ありがとうございます。まさにサーキュラーエコノミーが言われている時代に、建築物もその考えに当然ついていかなければいけないと考えています。委員がおっしゃる再利用というのも当然見越します。また、材料も木材の話ありましたが、鉄筋コンクリートを造って壊して終わりということではなくて、また次の世代に使えるような材料を使っていくですとか、そういう思想もしっかり入れながら、今回の計画はしなければいけないと思っています。

さらに考えを広げますと、これだけの大きな敷地を持つ学校ですから、地域、町の生活のあるいは防災のコアになる建物ですので、敷地内だけで考えるのではなくて、広く視点を持って、町に貢献する建物になるようにしっかりと進めていきたいと思えます。

- **高橋正治委員** とにかく期待しています。そういう意味では、地域のオアシスになるような学校になるので、学校内の植栽なんかもしっかりと連携しながら、植栽という視点も持ってやっていただくことを期待して、もう期待しています。終わります。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。今回議案として出てきたということで、改めてちょっとお伺いしたいんですけども、これまでにない工事の長期化ですよね。10年にわたって、分校化も進めながらということで。この検討部会では半年の議論で結果を出されて、分校設置が適当という意見を取りまとめて出され、それで教育委員会の前に適正化等検討委員会に諮られて、それで教育委員会の会議で決定と説明いただいておりますが、この長期化ということと、それから分校化を進めながら工事が進められるという点につ

いて、教育委員会での議論がどのようなものがあったのか教えてください。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 教育委員会での議論がということですか。
- **みわ智恵美委員** はい。あったのか、なかったのかも含めて。
- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** まず、工事が長いことにつきましては、地元の皆さんと含めまして話していく中で、なるべく校庭なりがないと体育の授業も回っていかないこともございますので。今までですと、校庭全てを仮設の校舎として、体育館だけで授業を頑張ってもらおうという形でやることで工期の全体を短くするみたいなことをしているんですけども、これだけ2校分の学校という形になりますので、しっかり校庭も取りながらやっていかないといけないという、内部の授業のカリキュラムの都合上、やはりどうしても建て替えのローリングが長くなってしまおうというのが今の基本構想の状態です。これは、これから設計を進めていく中で、そのカリキュラムを壊さないような形でいかに短くできるかというのは、またもう一度設計の中で見直していくということになりますので、それは教育委員会を含め、建築局の設計部隊を含め、しっかりやっていきたいと考えてございます。

分校にするということにつきましては、一つの学校としてやるよりもメリットがあるということで、それを提案し、地元の方にも御了解いただいたという形でございますけれども、副校長先生なり、そういった体制がしっかりできること、それから整備費用を含めて、分校にすることでメリットがあるということで、最終的には子供たちにメリットがあるということでその判断をしたということでございます。

- **みわ智恵美委員** 分かりました。学年に分けて、例えば1年生の教室を整備するとか、そういうやり方で学年ごとに進めて、こちら側の分校をまず1、2、3年生分と、そういうような流れなんですか。まだそれは設計もあるから不明ですかね。
- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** そうですね、学年ごとといいますよりは、棟ごとにこの棟を壊してこちらに建ててみたいな形でやっていきますので、その中で学年が、2学年分やる場合もありますし、1学年分のときもあるかもしれませんが、それはこれからの設計の中で検討していくことになると思います。
- **みわ智恵美委員** 最初から、分校の校長先生、それから本校の校長先生など、責任職というか、その配置も、工事が進められるときから配置がされるのかどうか伺います。
- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 分校にするのは建て替えが終わってからということになりますので、今4ページに条例施行日は令和23年ということで、工事完了後を予定しております。ですので、分校長という形で副校長先生クラスがつくのはこのときなんですけど、それまでの間はマンモス校といいますか、学級数が非常に多いということで、副校長先生がついた形で運営を既に行っているところでございます。
- **みわ智恵美委員** 分かりました。責任職の配置を厚くして取り組まれるということは分かりました。

先ほど、48学級になるということで、教室数は50学級の準備しておいてと書かれていると理解したんですけども、どう考えても、超過大規模校ということで言えば、今はその責任職の配置も、この建て替え工事をしていくときから配置ということで、人員配置についてそれなりの配置がやっぱり必要ではないかと思うんですよね。

先ほど、安全性についてのお話もありました。子供たちにいろいろ周知していくことがあるし、もちろん工事になれば、工事の方々の配置をしっかりといただくんだと思うんですけども、やっぱり学校が変わっていく過程でもあると思うので、まずはこの棟が建って、そこにはどの学年が入りますなどの動きがあると思うので、それなりの人員配置を、さっき副校長先生のお話は伺ったんですけども、それなりの人員

配置が、48学級になると、国のほうの基準でも、いろいろ加配の人数も増えていくかとは思いますが、やはり一つの広い敷地の中に、そういう2つの学校ができるという点では、それなりの人員配置について、教育委員会としても考えていかなければならないと思うんですが、その点見解がありましたら伺います。

- **森長教職員企画部長** やはりその学校の規模ももちろんですけども、実情に応じて人員配置というのは考えるべきだと考えてございます。ですので、今委員がおっしゃったようなプラスアルファの事情があった場合にどういう加配ができるのか、あるいは対応ができるのかというのはちょっと考えていきたいなと思っておりますので、そこはこの学校だけではないわけなんですけれども、そこら辺は柔軟に対応はさせていただきたいと思っています。

- **みわ智恵美委員** よろしくお願ひしたいと思います。やはり鶴見でもこういう分校化するような工事がありましたけれども、それとはもう本当に初めての挑戦という感じで、やっぱり地域の皆さんの、1個の学校で、子供たち入学して卒業させてあげたいという、そういう思いがあってこういう方式が取られたんだと思いますが、なかなか大変な取組だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、先ほど他の委員からも、子供たちが行く中学校の学級数のお話も出されました。中学校の過大規模というのは、1学年10学級が予想されているということなんですけれども、本当に超過大規模校だと思うんですね。これまで横浜市教育委員会の営みの中でも、超過大規模になった中学校での課題への取組の経験もおありだと思うので、やはり中学校を卒業した後、みんな地域から離れていくとか、社会に入っていくなどの、改めて本当に中学校での3年間すごく大事だと思うんですけども。

そうすると、中学校の超過大規模校化、それを避けるという対応が必要ではないかと思うのですが、その点については考えておられるのかどうか伺います。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 超過大規模校が、委員のおっしゃっているのがどれくらいのことなのかにもよりますが、今後、まずは教室不足がないようにということが我々としては大事だと考えておりますので、教室不足になるかどうかの児童推計をしっかりと注視しながら、なるような場合については何らかの対応を、プレハブ校舎で対応するのか、それとも委員おっしゃるとおり、そもそも新設校を新たにそこに造って、また分校ではないですけども、学校を新たに造るのかみたいな話まで含めて検討していく必要が出てくるのかと思っています。

- **みわ智恵美委員** やっぱり中学生という本当に思春期の多感な時期に、この学校にいる子供たちのことを、先生方がきちんと把握できるような規模というのはあると思うんですね。だからできれば、それはこれまでのいろいろな課題を経験してきた教育委員会としても、子供たちの立場からも考えていかなければいけないと思うんですけども。

教育次長さんにちょっと伺いたいですけれども、そういう中学校の子供たちを目の前にして、大事な最後の思春期の3年間を本当に充実させていくという点からも、やはり物すごい規模の大きな中学校ができてしまうようなことは、やっぱり避けなければいけないと私なんかは思うんですけども、その点についてはどうでしょうか。

- **石川教育次長** おっしゃるとおり、子供たちの3年間、小学校の6年間も同じなんですけれども、子供たちにとって学校生活はとても大事ですので、それを充実させるため不利益がないようにということについては、我々はまず一番を考えなければいけないと思っております。

その上で、学校の規模につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、我々も子供たちの不利益

がないように充実できるような規模については、我々も基準もつくったりしておりますので、今後も柔軟には考えていきたいと思いますが、先ほどの答弁のとおりですけれども、そのときそのときで、その学校の状況に応じた対応をしていきたいと思っております。

- **みわ智恵美委員** そのときの学校といっても、いろいろ人口推計で、横浜市も学校をこのぐらいの規模でいいと造っていたら、やはり工場が撤退してマンションがまたばーんとできて、教室が足りないといって増やしていった事例なんかもありますよね。

だから、そのときになってではなく、やはり今予想されている自体が、先ほど答弁の中でも、この地域で今後減っていくという予想はないということも答弁されたと思うので、改めて検討をしながら進めていっていただきたいと要望いたします。

以上です。

- **斉藤達也委員** 私からも、木質化に関しては地元の評判ということでお伝えしたいんですけども、うちのところ地元は長津田小学校なんですが、校舎新設のときに木質化を扱っていただいて、非常に評判がよかったということと、あと子供たちがふだんから木に触れる機会をつくるというのは非常に大事な視点だと思いますので、他の委員からも出ましたけれども、今回の新しく造る学校についても、十分その辺を配慮していただきたいなと思っております。

あと、私からはもう一つ、約5年後、令和8年が1062名、令和13年で1511名ということで、500人近くの児童が増えるということで、もう一つちょっと心配というか、少し先を読みながらやっておかないといけないのは安全対策ですよね。通学のところで、やはり500人ぐらい今より増えるということですから、歩道の整備もそうでしょうし、交通安全の点というんですか、警察とかも連携があるんだと思うんですけども、やっぱり保護者もそれだけ数が増えてくると思いますので、いろんな心配の声とか、いろんな視点が入ってくると思うんですよね。だからその点、今はまだ全然予測の段階だと思うんですけども、そういう安全対策みたいところって何か議論されていたりするのかな、ちょっとお伺いしたいと思います。

- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 通学路の安全については、常に学校運営協議会さんを含めて意見をいただきながら、問題があるところがあれば、なるべくすぐに対応するというところでやってございます。ただ、将来的な予測までして先に動くというところまでは、さすがにちょっと今できていないのが実情でございますので、委員の御意見を踏まえまして、子供たちが増えたときに歩道の幅が大丈夫なのか、そういった視点で現場を見るなり、少し対応を考えたいなと思いました。ありがとうございます。

- **斉藤達也委員** うちの地元の話ばかりで申し訳ない。いぶき野小学校というのがありまして、そこも過大規模になってきたときに、児童が一気に校門に集中するんですよね。そうすると、なかなかオペレーションが大変だと、安全も含めて。もう一つ仮の校門というか、入れる場所を作ったらどうかということで、それでそういう設置もしたんですけども。そういうふうに、多分、通学する子供たちの動向というのはいろいろあると思うんですけども、その辺も含めて、うまく安全に通学できるような、そういうオペレーションというのを考えられる範囲で考えていただいて。

あとは、やっぱりそういうことも含めて、地元の方とか警察含めて、今のうちからそういうことを含めて議論をしておいていただけると。やっぱり500人増えるということは、なかなか大きい出来事かなと思いますので、その点も意見として申し上げておきます。

以上です。

- **奥石かつ子委員** ありがとうございます。学校がオープンするのが令和23年だとすると、そのとき入ってくる1年生って令和17年生まれの子なんですよ。その令和17年生まれの子を産むお母さんは、今から9年後ぐらいの親ということになるんですね。そうすると、今の10代とか、今二十歳ぐらいの方がこれから出会って結婚して、それで子供さんが生まれてみたい、その時代の話は今やっているということになると、今している議論はもうこのメンバーではなくなっているでしょうし、本当にその時代にこの東戸塚という地域がどうなっているかというのを、社会がどうなっているかってもう想像しても意味がないのではないかと、というぐらい先の話で、その子たちの価値観とか、この頃の地域の在り方ということでも、ほぼ完全に想像することは無理だと思うんですね。

そうすると、これから部活の地域移行とか、学校をどうやって開放していこうとか、そういう議論もこれからどんどん積み重なっていくと思うんですけども、現状、私の身近で学校施設というのを地域の人が柔軟に使っていこうとすると、それを妨げるボトルネックになっているのは、どうしても公有資産としての学校をどこが責任持って管理するのか、どこが部署がプラットフォームなのかということが常に課題になるんですよ。

私は、郊外部である栄区の選出議員なので、人口が減少していったり、駅が少ないですから、統廃合の課題というのが大きいんですけども、恐らくここは駅前ですので、ほぼ永久的に人口があり、活気がある町であるんだろうなということは想像しますけれども。そのときに、常に1回決めたから、その決めたことを通していくんだとかたくな姿勢でこのたびのことを決定していってしまうと、将来の方がこうしたいというときに前のルールが邪魔をしてということになって、未来の方たちに残念な財産を残してしまうと思うので、やっぱりここはこれだけほかの先生方も皆さん期待している、広い面積で新しいことがチャレンジできるという絶好のチャンスなので、議論をきちんと残していったりとか、プラットフォームをどこに置くのかというのを、思い切ったことをしていただいてもいいのではないかなと、私はそういうふうに思うんですよ。

私、神奈川大学の竹弘和教授と仲よくしているんですけども、斉藤委員とかも一緒に。地域にある学校という公有資産を、学校にとどめずに皆の資産として使っていこうというアイデアを持っていらっしゃる先生なんですけれども、そういったことを生かそうとしたときに生かせる枠組みを残してあげるのが、今の私たちの責任ではないかなと思うんですけども。そういったことは、今の教育長の裁量でどんなふうに捉えていらっしゃるんですか。

- **下田教育長** まず、私も旭区長をやっていたので、地域にとっては教育施設であると同時に、その地域にとっても重要な拠点、様々な意味で重要な拠点だと思います。時代が変化していくときに、例えば若葉台のような地域も、最初から減少することを想定して施設を造ってきたわけではないということなので、御指摘いただいたような柔軟で、そして将来に対しての様々な変化に対して、どのように受け止められるかという視点を頭に置いておくことはとても重要だと思います。

ただ、予測が非常に難しいことも認識しておりますので、将来の活用の可能性をいかに残しつつ、コストと、それから教育現場を守るといふことの両面で問題について向かっていきたいと思っております。基本的な趣旨については私も同感なので、そうした姿勢で検討、それから今後の運営を進めていきたいと思っております。

- **奥石かつ子委員** ありがとうございます。あまり長くなってもあれなんですけれども、その柔軟なことをやっっていこうというときに、この課題だけを柔軟にしていこうとしても、やっぱり困難が伴うと思うんです

よ。

今、私の地元の例で言うと、野七里小学校と矢沢小学校は統廃合になり、今、校舎も体育館もグラウンドも残されたまま、非常に使い勝手が悪い状態が何年も続いているんですね。体育館は、建築局が調べたところ、安全性が必ずしもちょっと低い、中途半端に低いということで使えない状態で、それ地域防災拠点なんです。地域防災拠点の看板はまだ掲げた状態で、そんなことさえも今硬直しているんですね。

やっぱり将来に柔軟なことをしようと思ったら、手前の段階で、今日の前にあることを柔軟にやっていくということを積み重ねていかないと、突然柔軟にはならないと思うんです。ほかの委員の皆様方の地元にも様々な、教育委員会が保有しているがゆえに設備費がつかないものとかたくさんあると思うので、そういうのを一つ一つ柔軟に、一個一個柔軟にやっていくということが将来の柔軟性につながっていくと思うんですけれども、非常に困っておって、今地元の課題で。どういうふうに取り扱いというか、どう思われますか、現状。

- **下田教育長** 大変難しい問題なんですけれども、先ほど申し上げたように、私も旭区長時代に、まさにそういう案件の中に区として関わりました。そういう意味では、教育委員会が持っているという視点と、それから関係する局、それが様々な視点の中で今とは違う形の連携を強めていかないといけないと思います。教育施設ではなくなったものに教育予算をつけていくということは大変難しいことなので、そうした仕組みも含めて、課題は我々も一応感じていますので、総合的に解決ができるように、御指摘の趣旨はしっかり受け止めてまいります。
- **輿石かつ子委員** ぜひ柔軟によろしく願いいたします。ありがとうございます。
- **伊藤くみこ委員** 御説明ありがとうございました。ちょっと確認したいんですけれども、これから基本設計等に入っていくと思うんですが、グラウンドのほう、こちらは建て替えを順次していくという中で維持できるのか。例えば、運動会とかそういうを行うのに。その辺の見通しというのはどのような状況になっているのでしょうか。
- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 全てではないですが、グラウンドはなるべく残せるような計画で今進めているところでございます。
- **伊藤くみこ委員** そうしますと、運動会などのある程度大きな行事もできるような状況にはなりそうでしょうか。
- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 今のところでございますが、運動会とかもそこでやれるようなことで考えてございますが、これからまた建て替えのプランにつきまちは見直していきますので、その中でどういう形になるのか、学校と相談しながら計画は立てていきたいと思っております。
- **伊藤くみこ委員** ありがとうございます。
それとあと、私も先ほど高橋委員からお話がありましたように、防災という観点でのこともしっかり考えていかないといけないと思うんですが、ちょうど私のほうのやはり地元のお話になってしまいますが、榎が丘小学校の建て替えがございまして、あちらはプールを屋上に上げた状況で、もちろん皆様御存じだと思いますが。それで、ハマッコトイレが非常に使いやすくなりまして、2か所のバルブを開けるだけで使えるようになって、全くホースとかを使わなくてもいいようになったんですね。そのようなことなども取り入れていくというか、考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- **肥田担当理事（教育環境整備部長）** 現在、東戸塚小学校につきましては、プールが民間のプールを利用

してございまして、建て替えに当たっては、それが継続できるのであればプールは整備しない方向で考えているかと思っております。

ただ、ハマッコトイレにつきましては、大体がプールの水を利用して流すような形なんですけれども、プールがない場合につきましては、ハマッコトイレ用の受水槽、受水するものですとかをちゃんと準備するような形でやってございますので、多分そんなに面倒くさくない形で使えるものになるのではないかと考えております。

○ **伊藤くみこ委員** それでは、そのような形でしっかり考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○ **藤代哲夫委員** すみません、先ほどから各委員の議論を聞いていると、この後の中期計画で議論したほうがいいのかなぐらいの幅広の議論になっているんですけれども、ちょっと私も皆さんの意見を聞かせていただいた中で、少し問いかけをいたしたいと思うんですけれども。

先ほど、興石委員から柔軟などというような対応、それをもう今からやらなければいけないんだというお話がありましたけれども、実際にこれ、私も地元の統廃合だとか、いろいろ地域の方からとか聞いていると、やはりこの学校を管理する上での課題、それから地域で出てくる声というのは全くこれ違うんですよ。だから結局、地域の人たちというのはどうしても、先ほどから話出ているように、地域の拠点ということで議論を進めていくんですけれども、結局、教育委員会があくまでも教育施設ですから、そういうことでやっぱりそこら辺で議論の温度差がどうしても出てくるなどというのを、いろんな声を聞く中で私も感じているところなんです。そういう中で、先ほど柔軟などという興石委員のお話だったと思うんですけれども。

これ、実際にこれからいろいろ学校施設の在り方というものを考えていく上で、やはりどうしても地域の声と学校施設としての考え方というのはマッチしませんから、それを教育委員会でやっていくということになると、どうしても学校施設の管理ということの前提での話になってきます。例えば、豊岡の話もそうですよね。地域の人たちを巻き込んで複合化という話を進めていったんだけど、結局はやはり学校施設というのが色濃くなってきてしまっているという現状。これもやっぱり非常に難しいなということを感じています。

ですから、先ほど言った地域づくりだとか、まちづくりだとか、そういう観点で学校施設をどうしていくのかということをやったりもう考えている、考えていないとは言わないんですけれども、考えていかなければならないと思うんですね。そうすると、やはり都市整備だったり、全市的に防災の観点からもということであればということであれば、もう幅広になっていきますから、そういう部分での視点というのは今後必要になってくると思うんですけれども。

この学校の在り方ということを考えて、学校運営ということを考えていくと、教育長に聞きたいと思っっているんですけれども、今日、鈴木副市長も都市整備も担当されていると思いますので、全市的にまちづくりということ、地域づくりという観点でやっていくという方向性を少し今後示していくべきだと思うんですけれども、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○ **鈴木副市長** ありがとうございます。先ほど高橋委員からの質問にもお答えしたんですが、やっぱり学校、教育現場としては敷地の中をしっかりと作り込む、それが大事なんですけど、町から見ると、その敷地だけではなくて、町の中の非常に大事な財産になっている、それは委員の御指摘のとおりだと思います。

また、斉藤委員から通学路の話もありましたが、やはり敷地の中だけを考えるのではなくて、視野を広げ

て周辺の町、もっと広げて、やっぱり区単位でどういうまちづくりを進めていくかというときに非常に重要な財産になってまいりますので、今後こういう機会をしっかりと捉えて、教育委員会だけの仕事ではなくて、関係局をしっかりと巻き込みながら、そういう意味では、私がこの立場をやらせていただいておりますので、そこは連携の仕組みをつくって、委員御指摘のまちづくりの観点から学校整備をやっていくということを実現してまいりたいと思います。

(「よろしく願います。以上です」と呼ぶ者あり)

- 麓理恵委員長 ほかに御発言もないようですので、本件については質疑を終了して採決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 麓理恵委員長 それでは、採決いたします。

本件については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 麓理恵委員長 御異議ないものと認め、市第12号議案については原案可決と決定いたします。

◎ 寄附受納について

- 麓理恵委員長 次に、報告事項に入ります。

寄附受納についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 石川教育次長 このたび100万円以上の御寄附を頂きましたので御報告いたします。

お手元の寄附受納報告書を御覧ください。

現金の寄附が1件で、寄附者は市内在住の個人の方です。受入先は斎藤分小学校でございます。今回の寄附は、備品購入等に活用させていただく予定です。

御報告は以上です。

- 麓理恵委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 麓理恵委員長 特に御発言ないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

以上で教育委員会関係の審査は終了いたしました。

ここで委員会を暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前10時48分

再開時刻 午後2時05分

- 麓理恵委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

◎ 令和7年度横浜市における児童虐待の対応状況について

- 麓理恵委員長 こども青少年局関係の議題に入ります。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

報告事項に入ります。

初めに、令和7年度横浜市における児童虐待の対応状況についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- **福嶋こども青少年局長** 令和7年度横浜市における児童虐待の対応状況につきまして、区役所と児童相談所のそれぞれの状況を御報告いたします。

お手元の資料2ページを御覧ください。

1、児童虐待相談の対応状況ですが、(1)対応件数は、児童虐待に係る通告・相談に対し、調査等の対応をした件数です。表の黄色い網かけ部分を御覧ください。

令和7年度は、区役所が3999件、児童相談所が1万181件で合計1万4180件となり、前年度から759件増加し、過去最多となりました。

3ページを御覧ください。

ここからは、1万4180件の内訳について御説明いたします。このページ以降、各ページの表は、縦軸の各区区分ごとに左側から市全体の合計、真ん中に区役所の件数、右側に児童相談所の件数を記載しております。

まず、(2)相談種別件数ですが、市全体では心理的虐待の割合が最も高く55.5%、次いで身体的虐待が22.3%となっています。区役所はネグレクト、児童相談所は心理的虐待の割合が高くなっております。

4ページを御覧ください。

(3)年齢別件数ですが、市全体では1～6歳の割合が最も高く36.4%、次いで小学生相当の年齢である7～12歳が34.8%となっています。また、件数は年齢を問わず増加しておりますが、特にゼロ歳が13%増、16歳以上が12.9%増、13～15歳が12.1%増と高くなっております。

5ページになります。

(4)主たる虐待者別の件数ですが、市全体では実母による割合が最も高く53.9%、次いで実父が41.5%となっています。区役所は実母の割合が高く、児童相談所は実母と実父の割合がほぼ同じとなっております。

6ページを御覧ください。

(5)経路別件数につきまして、この6ページからこの後の8ページまでの3ページにわたって掲載しております。

市全体では、警察等からの割合が最も高く38%、次いで学校が13.3%となっています。また、市全体で前年度に比べて増減が大きかった主な経路及び件数ですが、警察等からの通告が696件増、家族・親戚が325件増、福祉保健センターが178件の減でした。区役所は福祉保健センター内での情報によって把握したもの、児童相談所は警察等からの児童通告の割合が高くなっています。

続いて、少し飛びますが9ページを御覧ください。

こちらは、参考として、令和7年度の区役所と児童相談所における児童虐待対応と支援の流れについて図で表したものです。上部の黄色で囲んだ部分が区役所による支援、その下のピンク色で囲んだ部分が児童相談所による支援になります。真ん中の紺色の横に伸びております帯の部分が在宅支援、下部のえんじ色の横に伸びる帯の部分が社会的養護を表しております。

まず、図の左側にあります①、②を御覧ください。

令和7年度の区役所と児童相談所の虐待通告・相談対応件数は、①の区役所が3999件、②の児童相談所が1万181件です。

続いて、右側の③、④を御覧ください。

通告相談を受けたものは全て区役所、児童相談所で受理し、調査・会議を行います。その結果、区役所の2257件、児童相談所の7365件は助言等を行い支援を終了し、区役所の1742件、児童相談所の2816件が継続的な支援等を行っております。

紺色のラインの左側の⑤、えんじ色の帯の部分の左側の⑥については、令和6年度末時点の要保護児童数等を表しております。ここからは、令和6年度以前から継続支援を行ってきた数も含まれますため、参考値として御覧いただければと思います。

紺色の在宅支援中の要保護児童は5031人、えんじ色の施設等に入所している児童が902人、そのうちの里親委託児童は162人でした。

中央の緑色の部分、⑦を御覧ください。

令和7年度の一時保護件数は、虐待以外も含め、一時保護所で1334件、一時保護委託として施設等で保護になった件数は384件でした。

えんじ色の帯状の水色の部分、⑧を御覧ください。

令和7年度中に一時保護の後に施設入所となった件数は、虐待以外も含め180件、里親委託は55件でした。次の右側、水色部分の⑨、⑩を御覧ください。

在宅支援、施設入所等の児童のうち、区役所の1418件、児童相談所の7592件が令和7年度中に支援終了となりました。

紺色の帯の右端の⑪、えんじ色の帯の右端の⑫を御覧ください。

令和7年度末時点で、在宅支援中の要保護児童は5044人、施設等入所児童は919人、そのうち里親委託児童は168人でした。

御説明は以上でございます。

- 麓理恵委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- 白井亮次委員 ありがとうございます。ちょっと1点確認なんですけれども、9ページのところで③、④のところですね。区役所であったりとか児童相談所が受理をして助言終結ということなんですけれども、御相談といえますか、通報といえますか、そうした中で誤解だったケースというのはあると思うんですよね。それは助言終結に含まれるという意味合いでよろしいのでしょうか。
- 秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長 この相談対応件数につきましては、通告を受けて調査等を行った上で虐待と認定したものについてを載せておりますので、調査等をして虐待ではないということになったものは含まれていないという数になります。
- 白井亮次委員 つまり、含まれていなかった数というのはどの程度あるんですか。
- 深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長 すみません、具体的な数はちょっと今手元にないのですが、かなり少ない数になります。例えば、地域から泣き声通告が入りまして、現場に児童相談所の職員が行くと。それで、親と子供と双方から話聞きますが、親と子供も明らかに、例えば兄弟げんかで泣いていたと。子供もそう言っている、親もそう言っているという場合は、こちらはもう虐待に含まれないというカウントをしますが、双方で説明の違い等あった場合、虐待が少しでも疑われるということがあれば、虐待のおそれというカウントになります。
- 白井亮次委員 ありがとうございます。実際にそうした流れでやっていらっしゃるということで、場合によっては誤解の中でいろいろ調査が続くわけであって、御家族の御負担といえますか、精神的なダメージと

というのは相当なものなんだろうなと思っています。当然、児童相談所であったりとか、警察であったりとか、行政側が力強く入っていくというのは大事だという前提の下なんですけれども、仮に誤解で、要は大丈夫だろうという判断のときは、その後のアフターケアというものは今しているのでしょうか。

- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** いわゆる虐待ということで認定されなくても、支援が必要だという場合は、児童相談所でなくても、例えば区役所等でもフォローをしていたり、あるいは関係機関のほうで子育て支援ということでフォローをしていたりというケースもございます。
- **白井亮次委員** 実際に都筑区で一例あった話で、やはりその後のアフターフォローがなかったということなんです。なので、ケース・バイ・ケースで、なかなかこの状況が難しいところはあるんですけども。そうやって、要は病院から通報があったんですけども、その中で誤解が生じて、取りあえず大丈夫だという判断がされたのであれば、やはりその方々に対してのフォローというのは絶対必要だと思うんですね。なので、そこはぜひ研究をしていただいて、要は寄り添って、それだけ強い権限を持っている機関ですから、そこら辺は責任としてフォローというのはしていくべきだと思いますけれども、いかがですか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 御意見ありがとうございます。児童相談所や区役所の関わりでなくても、今、我々、子供や子育て家庭を支援する関係機関というのがネットワークで支援を行っておりますので、そういうところと連携してのフォローというのはおっしゃるとおり必要だと思っております。ありがとうございます。
(「よろしく願います。以上です」と呼ぶ者あり)
- **高田修平委員** ありがとうございます。この児童虐待件数が区役所では減っていて、児童相談所では増えているといった状況なんですけれども、これそもそも、児童虐待を受けた本人からの通報はどのくらいあるのでしょうか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** こちらの資料の7ページのところを御覧いただければと思うんですけども、表がついているかと思います。こちらの下から3段目が児童本人からの通告ということで、こちら令和6年度と比べて、令和7年度のほうが73件増えていて、令和7年度は252件いただいているという状況です。
- **高田修平委員** ありがとうございます。この本人からので伺わせていただいたのが、昨今報道にもあります巨人軍の前阿部監督が家庭での暴行事件において、児童相談所に受けられた本人が相談したといったことなんですけれども、私はそれぞれ正しい対応が図られたと思っています。また、こども政策担当相も29日に会見をして、もし子供が親からたたかれたり嫌な思いをさせられたりして悩んでいる場合には、ちゅうちょなく児童相談所に相談してもらいたいといった会見がなされました。
その点について、横浜市で児童から相談があった場合、このような報道であまりちゅうちょいいいますか、してはいけないのではないかなと思っていただきたくないなというのが私の見解なんですけど、そのあたり、こども青少年局長はどのようにお考えでしょうか。
- **福嶋こども青少年局長** 我々としても、これまで広報啓発も含めてそうですけれども、児童本人もそうですし、あるいはそれを察知した大人、大人に限らずですけども、周りの人もそこはためらわずに通報してほしいということは啓発をしてきております。これは、親権者による体罰というのは、民法もそうですし、児童福祉法で明確に禁止されております。もう明らかに体罰というものは虐待に該当するということですので、今委員からもお話ございましたけれども、そういった児童本人がちゅうちょすることがないように、あ

るいは子供の周りの方々も何か異変に気づいたときにちゅうちょすることがないよう、引き続きそういった広報啓発にもしっかり取り組んでいきたいと思えます。

- **高田修平委員** ありがとうございます。様々なツール、通報するツールもありますし、こういった増えてきているといったこともありますので、やっぱり子供たち、児童が守られるといったことは引き続き重要かと思えます。

また、児童相談所の対応している職員の方々においても、ひるむことのないように職務に当たっていただきたいと思えます。

以上です。

- **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございました。ゼロ歳児の虐待の問題なんですけれども、今回も前年度に比べて増えているということで、本当に残念。どの件でも残念なんですけれども、やはり妊娠SOSとかいろいろ取り組まれている中で、増えているということがちょっと懸念があります。

それで、区役所よりも児童相談所への相談件数が多いんですけれども、私などで考えると、区役所などでの健診で見つかるとか、それからお医者さんからとかあるかなと思ったんですが、このゼロ歳児での児童相談所での相談件数が結構あるという点ではどう考えたらいいでしょうか。

- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** おっしゃっていただいたとおり、区役所のほうでは今全数面接ですね、母子健康手帳の交付時に全数面接をするということで、支援が必要な家庭に早期に関わることができてきているということで、若干そこがそんなに増えていない——増えていないというか、高止まりになっている状況なのかなと思えます。

児童相談所が、ゼロ歳が増えているというのは、全体的にそうなんですけれども、警察からの面前DV等の通告で、心理的虐待というのが、これゼロ歳児であってもそれで通告がありますので、ゼロ歳に限らず全体的にそうなんです、その分かなり増えているというところが影響がございます。

あと、医療機関の通告が増えているところは、医療機関の方のほうの意識が、やっぱり児童虐待に関する意識が進んできていただいているのかなということも考えております。

- **みわ智恵美委員** ありがとうございます。全数健診というか、そういう面談でゼロ歳児ちゃんと会う場面で、高止まりという言われ方をされたんですけれども、それは抑止的になってしまっているのか。その辺、発見がされなければ安全ということでもいいと思うんですが、その点についての見解がありましたら。

- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** 抑止というよりは、早い段階で支援につなげられている、支えられているということかなと考えております。

- **みわ智恵美委員** 分かりました。引き続きよろしくお願ひします。

- **高橋正治委員** 虐待というのはやっぱり連鎖するとか、自分がネグレクトで育てられたら、自分の子供もネグレクトとかという場面も私見たりとかね。それとか虐待って、本当に家族が再統合したんだけどもまた繰り返されて、お兄ちゃんのときにあって、妹のときにあって、それでまた家族の再統合とかあって、もう起きてしまうと、本当にその後の人格形成に傷をつけてしまうというのかな。

そう考えていくと、対応していく中で、児童相談所の皆さんが対応するという場面の多忙感もあるけれども、そこから何か見えてくる課題というか、どうしたら虐待が減っていくのかとか考える時間とかというのは私大切だと思っているんだけど、そのあたりの仕事の中でのそういう思考するような時間まであるのかどうかというのがすごく大切だと思うんですけれども、そのあたりはどうなんですか。

- **深海児童相談所統括担当部長兼中央児童相談所長** 質問ありがとうございます。確かに今、現場の対応に追われて、なかなか今委員の言っていたようなことを議論する機会というのが少ない状況にはなっておるんですけども、今年度、東部児童相談所と中央児童相談所が分割して東部児童相談所ができて、東部児童相談所と中央児童相談所に関しましては大分会議の時間がぐっと減って、1件当たりの検討の時間が少しずつ増えているといったことがございます。できれば、この東部児童相談所、それから中央児童相談所のほうから、そういった議論を今活性化させて他の所にも広げていきたいとは考えております。
- **高橋正治委員** それと、さっき秋野さんがネットワークでということ、多分今、人的ネットワークもあると思うんですが、この受理、調査、会議の記録とか、それはネットワークで見られるような感じになっているんですか。
- **秋野こども福祉保健部長兼こどもの権利擁護担当部長** そのシステムに関してなんですけれども、実は令和9年1月に新しい児童家庭相談システムが、区役所と児童相談所併せて導入をすることになっていまして、今いろんな調整をしているところです。それができますと、かなり統計的なことであるとか、あとは記録の進捗管理、記録というか、児童相談所や区役所で把握しているケースの進捗管理等ができやすくなるということで、職員の業務の負担軽減につながるよということでは考えております。
- **高橋正治委員** そういうことで、ネットワークでつながると、後で探そうなんていったらまた書類がなくなっていたりとか、いろんなことが軽減されると、AIに全て頼る必要はないんですけども、AIが前さばきするとか、そういうことも考慮しながら、皆さんが本当に考える時間とかね。さっきも余白時間とかと言っていましたけれども、物事の間には必ず間合いがあるんだけど、今の世の中その間を許さない。もう間抜けな時代といたら何ですけども、間合いってあるじゃないですか、物事の間には。それはもう本当にコンピューターの世界だって間があるわけですから。今、人間の所作の中に間がなくなって、間が抜けているとか、間がないという、いとまがないみたいな表現がある。本当に児童相談所の職員の皆さんが、もういろんな間を空けた時間で考えていけるようなシステムになっていけばいいと思いますので、期待しています。

以上です。
- **麓理恵委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◇

◎ 令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- **麓理恵委員長** 次に、令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。
- **福岡こども青少年局長** 令和8年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について御報告いたします。

お手元の資料1ページを御覧ください。

 - 1、待機児童の状況についてですが、令和8年4月1日現在で待機児童ゼロとなり、本市としては初めて2年連続で待機児童ゼロを達成することができました。

折れ線グラフで待機児童数の推移を御覧いただきますと、平成25年以降、増減がありながら、令和7年、令和8年と2年続けてゼロとなっております。グラフの右側の吹き出しのところを御覧いただければと思うんですが、令和3年12月に保留児童対策タスクフォースを設置しまして、その後、令和4年9月に対策の方向性を打ち出し、データに基づく対策を開始し取り組んできたことが今回の結果につながっていると考えて

おります。

続いて、2ページを御覧ください。

2の保留児童の状況についてになります。保留児童は過去最少の1256人となり、前年度比で255人減少いたしました。また、令和5年度から令和8年度までの3年間で、保留児童は約3割減少しております。

折れ線グラフは、令和3年以降の新規申請者数と保留児童数の推移を示しております。黄色の線が新規申請者数、水色の線が保留児童数となっております。これを見ますと、水色の保留児童数のほうが減少の傾きが大きく、黄色の新規申請者数の減少と比べても、大きく減少していることがお分かりいただけるかと思えます。

続いて、3ページを御覧ください。

3の保留児童の居住分布についてです。こちらは、保育ニーズの高い一、二歳児の保留児童について表示しております。市域を500メートル四方のエリアに分割しまして、保留児童の居住人数に応じて色分けをしております。右側の凡例にございますとおり、水色は保留児童が1人から3人いるエリア、黄色は4人から6人、オレンジは7人から9人、赤が10人以上いるエリアを示しております。

左側の令和5年4月の分布図と右側の令和8年4月の分布図を比べてみますと、赤色の保留児童が10人以上いるエリアがなくなるなど、保留児童が多かったエリアが減少しております。また、色が塗られていない保留児童ゼロのエリアが広がり、特定の地域だけではなく、市内全域で対策の効果が現れているものと捉えております。

4ページを御覧ください。

4、データに基づく主な取組ですが、左側の効果的な施設整備につきましては、保育ニーズの増大が見込まれる地域を分析し、整備エリアを決定しております。前年度比で申請者数が増加した6区のうち、4区が施設整備を実施したエリアに該当しており、残る区につきましても、既存の施設の定員増などを実施しております。その結果、6区合計で保留児童数は59人減少しております。

右側の医療的ケア児の受入れ推進につきましては、医療的ケア児は、設備や人員配置等の事情から受け入れられる施設が限られており、待機児童になりやすい傾向にあります。そこで、医療的ケア児サポート保育園の認定拡大や、年度限定保育事業で医療的ケア児についても受け入れられるよう制度改正を行いました。その結果、サポート保育園は34園と前年度から7園増え、医療的ケア児の総利用児童数も95人と前年度から13人増加しております。

このように、データに基づき、様々な視点から限られた受入枠を最大限活用する取組を進めてまいりました。

続いて、5ページを御覧ください。

5、データ駆動型待機児童・保留児童対策の推進についてです。今後の取組の方向性として、上段の①パマトコの活用による分かりやすい情報発信と手続改善として、各種申請のオンライン化による利便性向上やプッシュ通知による情報発信、さらには、適切な利用申請や辞退の早期把握による受入枠の最大活用などを進めてまいります。

下段の②データに基づく効果的な取組、施設整備によらない対策として、データに基づく的確な施設整備を行うとともに、送迎支援による小規模保育事業の有効活用等、既存施設のさらなる活用を進めます。

これら①、②の取組を両輪とした対策として進めることで、待機児童ゼロの継続と保留児童の着実な減少

につなげてまいります。

6ページ以降は参考資料となりますので、後ほど御覧いただければと思います。

御報告は以上でございます。

- **麓理恵委員長** 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- **高田修平委員** ありがとうございます。待機児童等々の定員割れについて伺います。4月の定員割れなんですけれども、このデータの中でちょっと読み取れないんですが、この1年の中、その後どのように推移していくのか。また、年間を通して定員割れのままのところはどれぐらいあるのか、お伺いさせていただきます。
- **飯田保育対策等担当部長** 年齢によっても定員割れの推移が違うんですけれども、特にゼロ歳から2歳につきましては、年度途中で産休明けで復職するときに使われる方がいるので、4月は定員割れが比較的多くても、年度が進むにつれて毎月埋まってきますので、定員割れの数が減っていくという傾向にあります。
一方、3歳から5歳については、どうしても幼稚園ですとか保育所も入っている方が多いので、そういう意味では、年度の中であまり大きな変動はないという傾向です。定員割れが続いている状況でも、例月の入所が入る可能性がありますので、そういう意味では保育士の配置を続けているという状況があります。
ただ一方で、恒常的に定員割れが発生しているようなところだと、定員構成を変更して、公定価格の運営費、入っていくお金を上げるですとか、そういった対策も取っていますので、そういう意味では、だんだん小さい子は埋まっていくという傾向と、恒常的に割れがあるところについては定員構成を変えていくと、そういった取組をしているところです。
- **高田修平委員** ありがとうございます。定員割れがあっても、一定期間のことがあれば、保育士の数を減らしていないといったことで、恒久的とおっしゃっていたんですけれども、今現在、横浜市で恒久的に起こっている定員割れのところがどのぐらいあって、保育士が減っているところがどのぐらいあるのかというのは把握していますでしょうか。
- **飯田保育対策等担当部長** 今4月時点で定員割れがあるところというのは把握をしていますけれども、それが推移していく中で、今何施設、何人というのは把握できていない状況です。
- **高田修平委員** 分かりました。ありがとうございます。このデータも見させていただいて、保留児童の居住分布も様々変わってきている状況の中で、上がったたり下がったりするところもあるのかなと思いますが、引き続きしっかりと保育士の確保はさせていただきたいと思います。
- **高橋正治委員** 確認1点だけなんですけれども、今から15年前の2011年の第2回定例会で公明党から、保育コンシェルジュというか、そういうマッチング、要は分かりづらいということで保育コンシェルジュの提案をして、それでその後に保育・教育コンシェルジュができて、全国に展開されていくんですけれども、今こうやってITが進んできて、DXが進んできて、パマトコとか、そういうところでデータも見られるようになっていくんですけれども。やはり人が相談する機能というのは、今も保育・教育コンシェルジュで残っていると思うんですが、その辺の効果というのは、この中からちょっと読み取れないんですけれども、その辺の効果に対して何かあったら確認させてください。
- **飯田保育対策等担当部長** ありがとうございます。現在、保育・教育コンシェルジュ40名体制で行っていますけれども、やはりまずは寄り添った相談、きめ細かな相談ができるということで、当然AIでも情報というのは多分取れると思うんですけれども、それ以上に困ったところでの人の温かみですとか、そういった部分というのは、非常にコンシェルジュの寄り添った対応というので効果が大きく出ていると考えています。

- **高橋正治委員**　そういう意味では、LINE電話とか今映像でできるようになってきているので、実際に区役所に行って対話するのと、その先のところのDXも使いながら、1回は直接リアルで会って、あとはDXを使ったりとかという工夫なんかもして、今御答弁あった人の温かみというのをやっぱり残していくことが大切だと思います。これは意見として申し述べておきます。

以上です。

- **斉藤達也委員**　ずっとこのところ、やはり待機児童をどうやってゼロにするかというところで、いろいろな取組を進めてきていると思うんですけども、だんだん2年連続ゼロというところが達成されたということで、この後もこのままの推移でいくことを見ていく必要があると思うんですけども。

そうすると、今度は保育事業、こども青少年局として次の展開というか、待機児童ゼロというのはだんだん達成が見えてきたというところで、その次のところで、さっき御説明あった医療的ケア児の受入れ推進というのも非常に大事なことだと思いますし、あと施設整備ということもあるけれども、今、局としてはどんなふうに、この先の保育事情というんですか、どんなふうな分析をされているのか、ちょっと御意見を伺いたいと思います。

- **福嶋こども青少年局長**　今、委員からも御指摘あったとおり、お子さんの就学前児童数も減少傾向にある中で、保育所を利用される方が、利用児童数がこの4月に初めて減少に転じました。まだ単年度だけですので、来年度以降どうなるかというのは何とも言えないところではありますが、いずれにしても新たな局面を迎えているんだろうなと思います。

一方で、まだ保留児童という形では、入りたいけれども入れていないという方がいらっしゃいます。保留児童の中には育児休業を希望されている方もいらっしゃったり、この園以外は入りたくないんだと、いろんな御事情があったりしますので、本当に保育が必要な方には引き続き、待機児童ゼロはもちろんですけれども、保留児童で本当に真に必要な方には、しっかり我々としても、先ほどの保育・教育コンサルージュにありましたが、寄り添った対応をしていく必要があろうかなと思います。

一方で、なかなか施設を多く造っていくという時代でもなくなってきていますので、先ほど定員割れの園の話もありましたが、そういった既存の施設等を最大限活用しながら、既存資源を活用しながら、そういった対応を進めていく必要もあると思いますし、一方で、これも今委員からお話ありました医療的ケアという形で、支援が必要なお子さんも増えてきています。

今後は、そういう意味では、質を高めていくということについてもこれまで以上にしっかりと、各園と意見交換あるいは健診等の充実も含めてですが、しっかり対応することで、保育の質の充実にもしっかり取り組んでいきたいと考えております。

- **斉藤達也委員**　周辺自治体との競い合いみたいなところのフェーズもあたりしたと思うんですけども、だんだんこれからはある意味、横浜でやはり子育てしたいなみたいな、そういうふうな環境とか、あるいは広報とか、パマトコもそうですけれども、そういったところも大事だと思うんですけども。

そろそろどうでしょうか、人口減少というか、そういうところで児童の数もだんだん減ってきていくという中で、やはり力を入れていくところと少し様子見るところと、そういうメリ張りつけていくようなこととか、あとは相当、以前につくられた保育園さんの中で、ちょうど緑区でもそういうことがあったんですけども、経営者の交代みたいなところがあって、だんだん時代とともにDXを使った、例えば保護者とのやり取りもほとんどもう全部紙を使わずにデータでやり取りするという事業者に大きく代わられて、保護者の

方々は割とそういうのを進んでやれるけれども、実際の引継ぎのときに残った職員さんとかがかなり苦勞されたりとかということなので。だから、例えばそういう保育所の職員さん向けのDXサポートみたいな、研修とか、そういったところも何か局のほうで御用意いただいたりすることで、より一層効率よくというか、子供に向き合う時間を増やすということもあるし。

ですから、そういったところでだんだん、この待機児童ゼロというのは恐らくこのトレンドでいくんだらうと見られると思うので、ぜひその先の、今質の向上と局長がおっしゃっていましたがけれども、どのように子供さんが安心して生活できるか、保護者の方も安心して預けられるかというところで、いろいろとまた策を提案していただければと思います。意見として申し上げます。

- **藤代哲夫委員** 御説明ありがとうございました。2年連続で待機児童ゼロということなんですけれども、保留児童が減ってはきているけれども、まだ存在をしているということでもあります。これは法人、いわゆるその保育所を運営している法人さんの御尽力であるとか、そういうものがあってこそその今後の取組ということも必要な考え方だと思うんですが。

そういう中で、連携推進法人といったかな、いわゆる一つの法人だけではなくて、いろんな法人と連携をして、例えば保育士不足の解消であるとか、そういうものやっていくという、これは国も推奨している取組なんですけれども、法人の方々いろいろな意見交換をさせていただくときとか、私も法人の理事をやっていますので、いろいろな意見交換をさせていただくんですけれども。いろいろ課題はあるということの中でも、やはり補えるべきものは、自分のところ単独でやっていくということよりも、連携してやっていくというやり方もあるのではないかとということの考え方の中で、実は連携推進法人になっているところもあると聞いています。

そういう中で、横浜としては、それを実際として認識されているのかどうか、そういう法人が横浜としても存在しているのかどうかということ把握しているのかどうか、そこをまずちょっと確認いたします。

- **渡辺保育・教育部長** 委員おっしゃったとおり、法人の中で連携するという連携のところはあるんですが、横浜市としてやっているというところの把握は、実態としてはしていないという状況ではございます。

まず、実際に横浜の中でも、地域によってはやはり小さい園を廃園にして事業を終えるというお話もあつたり、園児が少なくなっていくという点では、やはりそれぞれの園の連携みたいなところが大切だと考えてございます。園の運営規模が大きくなれば、運営の効率上がるというところがありますので、実際に私のほうも、事業者のほうからそういうような動きがあるというところは国のほうでも伺っておりますので、そういうようなお話を聞きながら、進め方を考えていきたいと考えてございます。

- **藤代哲夫委員** 法人さんの意向を聞くということになると、千差万別いろんな意見があると思うんですが、逆に言うと、そういう連携したやり方、連携推進法人みたいなやり方もあるよと、これは国も推奨しているよということもある程度提供してあげると、今減ってくるわけですから、事業拡大をしようと考えている本人さんはなかなかいないと思うんですけれども、逆にその整理をしていく中で、いわゆる連携している法人さんがいれば、そういうところに預けたりとかということもできるということ。いろんな解釈で取り組むことができると思いますので、その辺は当局としても認識をしていただいて、法人さんと共有していただけるのが一番いいかなと思いますので。そこは課題もあるということも承知していますけれども、ぜひその辺また交通整理していただければと思います。これは要望です。

以上です。

- 麓理恵委員長 ほかには御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。



◎ 市立保育所民間移管事業の検証報告について

- 麓理恵委員長 次に、市立保育所民間移管事業の検証報告についてを議題に供します。

当局の報告を求めます。

- 福嶋子ども青少年局長 市立保育所の民間移管事業の検証報告につきまして、本日は検証結果報告書本体とは別に、概要をまとめた資料を基に御説明をいたします。

配付資料の2ページを御覧ください。

1、趣旨ですが、本市では、厳しい財政状況の中、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を生かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応していくことなどを目的に、平成16年度から令和6年度までに68園の市立保育所の民間移管を実施しました。

平成26年9月には、市立保育所のあり方に関する基本方針を示し、ネットワーク事務局園54園を指定して、それ以外の市立保育所を移管等の対象として検討することとしました。基本方針を踏まえ、移管等対象園32園の事業計画を策定し、平成27年2月に公表しております。

事業開始の平成16年度から3年ごとに、これまで6回の事業検証を行い、手法やスケジュールの見直しなど、検証結果を生かしながら事業を進めてまいりました。今回の検証では、令和2年度から6年度移管分17園について検証するとともに、事業開始からこれまでの振り返りを行いました。

3ページを御覧ください。

2、民間移管事業概要の(1)事業目的ですが、ア、民間保育所の持つ柔軟性や効率性を生かして、保育の質を確保しながら、多様な保育ニーズに迅速かつ効率的に対応すること。イ、民間の力の活用による保育所の施設整備を通じて、保育環境の改善、地域子育て支援の充実に向けた取組を推進することの2点です。

(2)事業計画及び実績ですが、平成16年度から令和6年度までに計68園の移管を実施しました。これまでの経過につきまして表に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

続いて、4ページを御覧ください。

3、検証の内容・方法ですが、まず(1)令和2年度から6年度移管分17園の振り返りとして、ア、移管園関係者へのアンケートを(ア)保護者、(イ)移管先法人、(ウ)引継ぎ・共同保育時に移管園に勤務していた市立保育所職員を対象に実施しました。また、イ、法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリングを行いました。

次に、(2)事業開始からこれまでの振り返りとして、ア、移管後の運営状況等の確認及びイ、法人選考委員による振り返りを実施しました。

5ページになります。

4、令和2年度から6年度移管の振り返りですが、まず(1)保護者へのアンケートとして、移管後1年から1年6か月経過した時期に、令和2年度から6年度移管園在園児の全保護者を対象に実施し、510世帯から御回答をいただきました。

アンケート結果について、ア、総合満足度ですが、満足、どちらかといえば満足と回答の方が92.2%で、前回、令和2年度よりも高い数値となっています。イ、移管の進め方に関する評価ですが、ちょうどよいと回答した保護者の割合は、全ての項目で前回以上となっております。

6ページを御覧ください。

次に、(2) 移管先法人へのアンケートとして、移管翌年度の6月から7月に、令和2年度から6年度移管園の移管先法人を対象に実施しました。

アンケートでいただいた主な意見ですが、移管の進め方やアフターフォローについて、ちょうどよい、適当であると回答した法人は約7割です。また、引継ぎ・共同保育について、期間はちょうどよいが、年度途中の職員採用や人事異動が難しいなどの御意見をいただいております。

続いて、7ページを御覧ください。

(3) 市立保育所職員へのアンケートでの主な意見として、市立と移管先法人の互いの保育を認め合う学びの場となった、市立と移管先法人の職員間の話し合いの時間をつくるのが大切などの意見がありました。

(4) 法人選考委員による実地調査、施設長へのヒアリングでの主な意見として、市立保育所の保育を引き継ぎながら、少しずつ法人の保育を加えている。園庭開放や育児講座など、地域の子育て支援にも力を入れているなどの意見がありました。

続いて、8ページになります。

(5) 新型コロナウイルス感染症流行下での移管ですが、令和2年度から4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、保護者説明、三者協議会等の一部を中止、書面開催またはオンライン開催に変更するなど、状況に合わせて対応いたしました。法人選考や引継ぎ・共同保育は、感染症拡大防止策を行いながら、おおむね予定どおり行いました。また、アフターフォローの市職員による移管園訪問は、緊急事態宣言発令期間中を避けて行いました。

9ページを御覧ください。

5、事業開始からこれまでの振り返りですが、まず(1) 移管後の運営状況等の確認を行いました。その中で多様な保育ニーズへの対応として、ア、開所時間の延長、土曜給食の提供については、既移管園68園全園で実施しています。イ、一時保育については、移管条件において、移管後3年以内を目途に実施することとしており、68園中51園で実施しています。ウ、その他については、民間法人ならではの取組として、お泊まり保育、バス遠足などが行われています。また、園舎の建て替えを機に、障害児通所支援事業を開始した園もあります。

(2) 移管後の保育環境改善等ですが、令和7年度末時点では、イ、老朽改築事業等の実績は36件です。また、イ、中規模修繕事業の実績は96件で、トイレ改修、空調改修、厨房設備改修、床・壁紙の張り替え等が実施されています。ウ、その他として部分的な改修、備品の更新等について、園ごとに柔軟な対応が図られています。

10ページを御覧ください。

(3) 運営の効率化ですが、保育所運営経費については、これまでの移管園の合計では約13億9700万円の縮減となり、さらに、それぞれ移管後の経過年数を掛けると、令和8年度末時点では累計で約184億8200万円の保育所運営費が縮減される見込みです。

(4) 法人選考委員による振り返りでの主な意見ですが、選考方法や選考基準は、毎年度見直しをしながら進めてきた。今後も、社会情勢に合わせてアップデートすることが必要。現在のように、保護者が入園前に移管を知っている状況であるとよいなどの意見がありました。

11ページを御覧ください。

(5) これまでの手法による移管等が難しい2園についてですが、現計画の移管等対象園である菊名保育園と公田保育園は、下の表に記載の個別事情により、法人単独の判断で建て替えや大規模修繕を実施することができず、これまでの手法による移管が難しいため、令和3年9月に移管時期を延期することとしました。

その後も、建て替え等に関する課題は解消されておらず、移転や運営委託等、従来とは異なる手法について検討してきましたが、いずれの手法においても、移管等による効果が見込めないため、当面の間、市立保育所として運営を継続します。

次の12ページ、13ページは参考としまして、平成26年9月に公表しました市立保育所のあり方に関する基本方針及び平成27年2月策定の市立保育所民間移管事業計画を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

御報告は以上でございます。

- 麓理恵委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- 高橋正治委員 この中でとても気になったのが、6ページの一番下のところ、アンケートで移管時の施設設備について、移管後修理を要した、広さや配置に使いにくさを感じるということがあって、それに関連して、その後9ページのところで移管後の保育環境の改善等というのがあるが、ここは関連というか、そういう意見もあったけれども、対応したということでもいいんですね。
- 渡辺保育・教育部長 委員おっしゃるとおり、やはり不具合があったので、このような補助を使って、基本的にまず中規模改修等々で不具合は修正するとともに、いわゆるこの老朽改築のところで建て替えとかを行って、施設全体をリニューアルしているという形でございます。
- 高橋正治委員 これで終わったんですけども、課題としては、そのルールとして、要は新しい入居者が入るんだとしたら、その前に原状回復とか、きちんと改修して渡さなければいけないということがここにあって、あと2園に関してはやりようがないから、当面といたら結構時間が、当面の間、市立の保育所としてやっていくということが書かれて、やっぱり施設を渡すとなったら、そういうことが課題だったんだということが学べたということでもいいのかな。
- 渡辺保育・教育部長 移管に際しては、実態として建物の不動産評価額の4分の1を事業者負担にいただいて、有償譲渡という形になってございますが、移管に際しては、必要な部分については私どもも補修等々はしているんですけども、やはり移管後、どうしても古い施設もあるので、その後に不具合が見つかるというケースも多々あるかと思えます。その点についてはしっかりと見ていきたいと考えてございます。
- 高橋正治委員 それは、もう全部円満解決というか、解消しているという理解でいいんですね。
- 渡辺保育・教育部長 私どもとしては、法人の求めに応じて対応しているという認識でございます。
- みわ智恵美委員 御説明ありがとうございます。このページの1個前のページで、主な意見の2つ目のポチで、引継ぎ1年間とか、共同保育1月から3月の3か月間というところで、年度途中の職員採用や人事異動が難しいとあります。これは難しいまま、難しいという声があったまま、これをずっと2年、3年、4年、5年、6年とやられたのかどうか伺います。
- 渡辺保育・教育部長 まず、引継ぎの1年間につきましては、施設長や主任が行事ごとに月に1回から2回ぐらい、定期的に訪れて行っているというものになります。

共同保育につきましては委員御指摘のとおり、1月から3月にかけて、担任を受け持つ方が実際に入りながら、その3か月間引継ぎ等を行うというところになるんですが、1月雇用みたいところになるので、そ

この部分はなかなか法人として、要は途中で異動させていくとか、その難しさがあるというところは聞いてございます。

ただ一方で、私どもとしても、保護者の方の意見として、やはりしっかりと引継ぎの保育をしていただきたいという御意見があったことから、この引継ぎの1年間とか共同保育の3か月というところはやっているとところはありますので、実際に採用はなかなか難しいというところはあるんですが、お願いして行っているという状況ではございます。

○ **みわ智恵美委員** 最初から声があったと思うんですね。共同保育がやはり3か月間されるということは、保護者や子供たちの安心にとっては大事なので、ただ、ちょっとずらせなかったのかなというのはね、1月採用にならないようなやり方というのはね、どちらかが困る状態で、これはなかなか動かせなかったということですか。

○ **渡辺保育・教育部長** 私ども、例えば4月から6月にして6月の移管となると、私どもの職員のほうの配置の問題とかございますので、やはり4月の移管というところが一つ基準になるかなと考えてございます。その中でいろいろ工夫しながら、このやり方をさせていただいたというところではございます。

○ **みわ智恵美委員** ありがとうございます。ちょっと民間の方には泣いていただいた感じかなと思いますけれども。

もう一点、次のページのところで、(4)で移管園同士が相談・意見交換できる交流の機会があるとよいとなっています。あるとよいままなのか、されているのか伺います。

○ **渡辺保育・教育部長** こちらは、実際にはちょっとそういう場がまだないというところなので、今後やり方等については検討していきたいと考えてございます。

○ **みわ智恵美委員** よい保育の充実のためには、ぜひ取り上げてやっていただきたいと思います。以上です。

○ **興石かつ子委員** 移管が建築基準法等で残っちゃった菊名保育園と公田保育園で、公田保育園は地元なんですけれども、私の子供も卒園しています。団地の山の上にあって、すごくいい立地なんです。子供の視点とか、子育てを始めたばかりのお母さんや保護者の視点からすると、そういう様々な都合がどうあっても、自分の子供の子育てをした場所というのはやっぱり思い出の土地になっていきますので、当面の間という状況よりも、市立でやっていくんだということを確定するならするにして、それで民間とは違う横浜市立保育所の個性というのを、やはりもう少し温かい言葉で表現していったほうがいいのではないかなと思うんですよ。子育てをスタートした保育所の歴史とか、その園の成り立ちとか、やっぱり私はそういうことにこだわりたいところが自分の考え方としてあるからなのかもしれないんですけども、働く都合で預けられるというイメージよりも、そこで子育て、育んだという方向をやっぱり前面に出していったほうがいいと思いますので、この菊名の状況はいま一つ理解できないですけども、公田保育園に関してはかなり建物の改築が難しいというのも分かりますので。早々と残すなら残すで、その個性を確立してあげたほうが良いような気がするんですけども、どうなんですか。

○ **渡辺保育・教育部長** もともとネットワーク事務局園を指定するときには、いわゆる市立保育所の果たすべき役割として、各資源間の連携の推進とか、地域のセーフティネットの役割みたいところを踏まえて、各区で3園程度ということで、この54園というところを決めてございます。それを決めたのが平成26年度にはなるんですが、そこからもう10年が経過して、状況としては少子化が大分進んできているとか、保育ニー

ず的には、先ほどの待機児童でありましたけれども、待機児童ゼロになって、少し空きの園も増えているような状況もありますので、今後の状況を見ながら、民間移管を行うかどうかも含めて、市立保育所の求められる役割の検証とか、市立保育所の在り方を検討する必要があるということで準備は進めたいと考えてございます。

- **興石かつ子委員** 菊名と公田はどうなるんですか。
- **渡辺保育・教育部長** 今、部長が答弁したこととも関連しますけれども、10年前に民間移管するという形で決定しながら、個別事情により今できていないという状況があります。一方で、子供が減ってきている状況ですとか、あるいは保育を取り巻く状況も変わってきている状況もありますので、どういう形でこの2園について、民間移管を進めていくのか、それとも今委員もおっしゃったような形で市立として継続していくのかといったことは、まず個別の事情の解決の見込みが正直今立っていないところもありますので、そういう意味で、ここで書かせていただいているのは当面の間としておりますが、少なくとも我々として、今後の市立の在り方というものとは改めて考えていく必要があるかなといったことで捉えているということでございます。
- **興石かつ子委員** ありがとうございます。了解しました。
- **麓理恵委員長** ほかに御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。

◇

◎ 第5期横浜市障害者プラン策定の概要について

- **麓理恵委員長** 次に、第5期横浜市障害者プラン策定の概要についてを議題に供します。
なお、本件につきましては、健康福祉局の片山障害福祉保健部長ほか関係職員及び教育委員会事務局の柴山学校教育部インクルーシブ教育担当部長ほか関係職員が出席しておりますので、御了承願います。
それでは、当局の報告を求めます。
- **福嶋こども青少年局長** それでは、第5期横浜市障害者プラン策定の概要について御説明いたします。
資料の2ページを御覧ください。

1、趣旨ですが、横浜市障害者プランは、障害者基本法第11条に基づき、市町村に策定が義務づけられた障害者施策の基本計画である障害者計画と、障害者総合支援法第88条に基づく障害福祉計画及び児童福祉法第33条に基づく障害児福祉計画の3つの計画を一体的に作成したものです。

このたび、令和8年度をもって現行の第4期計画の期間が終了となるため、第5期計画を策定します。計画の策定に当たっては、現在策定を進めている中期計画を上位計画とし、横浜市地域福祉保健計画、こども、みんなが主役！よこはまわくわくプラン、第5期横浜市教育振興基本計画など、他の関連する個別計画との整合性を図り、策定します。

3ページを御覧ください。

2、計画期間ですが、令和9年度から14年度までとします。この計画に基づき、6年間の施策の方向性及び個別の事業等を定めます。

また、障害福祉計画及び障害児福祉計画において、3年間のサービス利用の見込量等を定めます。障害福祉計画及び障害児福祉計画は、計画期間が3年と定められていますので、第5期障害者プランの中間期に見直しを行い、改定いたします。下の図は、今御説明した各種計画の関係を表したものになります。

続いて、4ページを御覧ください。

3、第5期計画の方向性の（1）現状と課題ですが、障害のある方の増加により、障害福祉サービス等に係るニーズのさらなる増加が見込まれています。

一方で、国の制度やサービスの充実が進み、これまで横浜市が独自に実施してきた事業は、国のサービス等により補完されるようになってきました。

こうした中であっても、保健・医療との連携の強化や、児童から成人期までのライフステージを通じた切れ目のない支援の充実、重度の障害のある方等が地域で安心して暮らし続けるための仕組みづくりなどについては、依然として十分とは言えない状況にあります。

さらに、サービス利用料の増加に伴い、サービスの質や適正な供給量の確保のほか、人材不足といった課題も生じています。

5ページを御覧ください。

（2）施策の方向性ですが、現状や課題を踏まえ、障害のある方もない方も暮らしやすいまちになっていることが実感できるよう、様々な施策・事業を検討していきます。また、障害福祉制度が持続可能な仕組みとなるような取組も検討します。

検討テーマの例としましては、乳幼児期から成人期に至るまでの切れ目のない支援、グループホームや就労支援など、地域生活を支える取組、障害理解や差別解消に関する取組等がございます。

6ページを御覧ください。

（3）計画のポイントですが、障害当事者からの御意見や、支援者・市民の皆様からの御意見など、幅広い意見を参考に検討を進めます。また、市民の実感を上位の指標としたロジックモデルを活用した計画とします。さらに、サービス利用の見込量については、地域の実情や需給バランスを分析し、適正な目標値を設定します。

下には、参考として、住む・暮らすに関する施策についてのロジックモデルの一例を記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

7ページを御覧ください。

4、障害施策等の関連データですが、横浜市人口における手帳所持者数の割合の推移、主な事業所数の推移、障害福祉に関する予算額の推移を掲載しております。後ほど御覧ください。

8ページを御覧ください。

5、市民の皆様からの意見等ですが、（1）これまでにいただいた御意見として、ア、中期計画素案に対するパブリックコメントでは、障害のある方の支援は、お子さんから大人になるまで切れ目なく行ってくださいなどの御意見をいただいております。

また、イ、障害者プランの策定に向けて実施した当事者向けアンケート等では、（ア）質的調査として、障害当事者や当事者団体等にグループインタビュー等を実施し、抱えている課題などについてお聞きしました。令和7年6月から令和8年2月にかけて39回、376人の方から御意見をいただきました。

（イ）量的調査として、障害者手帳をお持ちの方及び難病の方、計19万人のうち10%の1.9万人を無作為抽出し、アンケート形式で調査を実施しました。令和8年1月から2月にかけて実施し、6622人の方に御回答をいただきました。

9ページを御覧ください。

当事者向けアンケートの結果を抜粋しています。将来どこに住みたいか、将来の理想の社会や生活のために必要なことは何かなどをお聞きしました。

右側の四角囲みの部分を御覧ください。

アンケートの結果から必要とされる取組や事業は、切れ目のない支援、障害福祉の人材確保、福祉施設から地域移行するため、介助・相談・住まいの確保と維持などであることが分かりました。

そのほかアンケート結果につきましては、別添の参考資料、アンケート調査結果報告書全体報告にまとめておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

次に、(2) 今後いただく御意見ですが、パブリックコメントや市民説明会を実施するなど、幅広く御意見をいただいております。

続いて、10ページを御覧ください。

6、策定スケジュールですが、本日御報告を行った後、9月の第3回市会定例会において、計画素案について御報告いたします。9月から10月にかけて市民説明会、パブリックコメントを実施し、12月の第4回市会定例会でパブリックコメントの結果を御報告いたします。その後、令和9年2月の第1回市会定例会で計画原案を御説明し、3月に計画策定の予定です。

11ページ以降には、参考として、グループインタビュー等での主な意見やアンケート調査結果の概要、これまでいただいたその他の市民の皆様からの意見を記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

- 麓理恵委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- 高田修平委員 御説明ありがとうございます。4ページのほうに課題等々はまとめていただいている、ライフステージに応じた切れ目のない支援とあります。18歳で障害児福祉から障害者福祉に変わること、特別支援学校高等部を卒業しても通える生活介護事業所が満員だったり、通えても早い時間に自宅に戻ってきたり、医療的ケア対応施設が少ない、また、重度障害を受ける場所が少ないなどの声もいただいております。

この18歳になる前から、進路の支援、成人サービス体験、家族相談、ケース会議等、医療・福祉・教育の連携が必要だと考えますが、現状はどのようになっているのかお伺いいたします。

- 安達子ども福祉保健部担当部長 御質問ありがとうございます。現在、特別支援学校の高等部の卒業後の進路相談ですけれども、高等部の2年在学中から、進路担当の先生と区役所の担当者、具体的には高齢障害支援課の障害担当の職員ですとか、あるいは子ども家庭支援課のソーシャルワーカーということになりますけれども、これらが連携をして、御本人、それから御家族と相談しながら、基幹相談支援センターなど地域の支援機関と一緒に受入れの調整を進めているところでございます。

しかしながら、個別の障害状況ですとか、住んでいらっしゃるエリアですとか、あるいは受入れ先候補の社会的資源の状況によって、委員御指摘のような、なかなか難しい状況があるということも実態だと思っております。これも課題だと認識しております。こうしたことにつきましても、引き続き、今日一緒に出席もしておりますが、関係局の連携を図りながら、プランの中で検討してまいりたいと思います。

- 高田修平委員 ありがとうございます。重度心身障害、医療的ケア児者の18歳以降、この日中の活動不足だったりとか、相談支援の不足だったりとかの解決のためにも、このライフステージに応じた切れ目のない支援というのがやっぱり必要だと考えますので、ここを引き続き強く進めていただくことを要望いたします。

あともう一点、地域療育センターと個別級、特別支援学級の連携についてお伺いしたいんですけども、現時点でそういった学校、特別支援学級だとか個別支援級等と地域療育センターとの連携はどのようになっているのか、お伺いさせてください。

○ **柴山教育委員会インクルーシブ教育担当部長** 教育委員会の中では、横浜型のセンター的機能という形で、例えば個別支援学級とか在籍するお子さんに対して、地域療育センターをはじめとして福祉機関、学齢後期障害児支援事業とか、あとは、内部ではございますが特別支援学校から専門の教員を配置するとか、そういった形になっておりますので、何か小中学校で個別支援学級の対応等で困り事があれば、そういったところから職員を配置して、それぞれ相談に乗るといった形を取っているところでございます。

○ **高橋正治委員** ありがとうございます。行っていただいているということなんですけれども、今後、先ほどの教育委員会の質疑の中にもありました個別支援学級または特別支援学級が増加してきている中で、やはり支援が追いついていかない危険があると思っておりますので、そのアドバイスを受けられる体制を強化していただければと思います。

以上です。

○ **みわ智恵美委員** 御説明ありがとうございます。1点目は、6ページに、障害児・者にとって暮らしやすいまちだと答えた市民の割合30.9%、この間、議会のところでも問題になっていたかなと思うんですけども。これは市民の割合ということで、市民全般で30.9%というふうな評価だった、ちょっと確認いたします。

○ **安達こども福祉保健部担当部長** そのとおりでございます。

○ **みわ智恵美委員** ということは、市民が見て、障害者や障害児・者がどういう状況かという評価を取られたわけとか、なぜこのような。当事者の方というよりは、市民から見てどうですかというのどういう意味でされたのか伺います。

○ **片山健康福祉局障害福祉保健部長** こちらは、委員御指摘のとおり、障害のある方もない方も含めて広く取った値ということで、どちらでもないという方が50%ぐらいいらっしゃいましたので、その方に関心を持っていただくという必要があるかなと思っております。そういった幅広く市民の方の実感という意味で、ここでしっかり取る部分と、あとは障害者プランの中では先ほどもありましたとおり、障害当事者の方にアンケートやグループインタビューで聞いていますので、どちら側からも併せて確認をしていきたいと思っておりますが、やはり市民の実感ということと社会全体で支えていくという点では、広くの方に意見を聞いていくという視点は大事なかなと思っております。

○ **みわ智恵美委員** それは、広く伺うということではぼんやりとしていると思うんですけども、例えば障害福祉に関わっている側からの発信、こういう取組があるよということがどれだけ市民に知られているのかとか、どれだけ知らせたかというものが無いと、何となくわーんて、ちょっと一般的に聞かれても、それを指標にして取り組んでいくこと、どういうふうに取り組んでいくという視点になっているのか。もっと知らせなければいけないということなのか、それともやっぱり自分たちが見て、障害がある方々が暮らしにくいまちだなと思っていらっしゃるを受け止めて、施策を推進しようという数値なのか伺います。

○ **片山健康福祉局障害福祉保健部長** どちらもあるのかなと思っております、我々としては障害理解とか、そういうことについては障害者週間とか、様々な啓発の時間とかタイミングを取って周知しているところですが、それが十分でないところもあるのかもしれないので、しっかりやっていく必要もあると思っております。

あと、障害者プランの中では、取っている当事者や支援者の満足度というのは、前回に比べると上がっているという現状もありますが、そういうことも踏まえながら、今回初めて市民の方の感覚というのが分かりましたので、今回、委員の御指摘も踏まえて、素案に向けて検討していきたいと思います。

○ **みわ智恵美委員** 分かりました。よろしくをお願いします。

もう一点が、10ページにスケジュールがあります。ここで、9月から10月に市民説明会と書いてあります。どういう形でとられるのかと、下にグループインタビュー等での主な意見というので何人か呼び出して、当事者さんとかがすごく関わっているのかなと思ったりしながら、下のところは質的調査というのをちょっと見せてもらったんですけれども。この上の市民説明会が、どちら向けで何回場所を設定するか、対象者はどういうふうになっているとか、ちょっと教えてください。

○ **片山健康福祉局障害福祉保健部長** ありがとうございます。市民説明会は計画の進捗管理ということで、毎年横浜ラポールというところで、広く市民の方に公表して、あるいは動画で配信してやっているものですが、そこに加えて、今回素案の公表時期でもありますので、資料も含めて広く障害当事者の方あるいは、それとは違う市民の方か支援者、どなたでもいいのでお越しいただくことは可能です。委員もぜひ御参加いただければと思います。

○ **みわ智恵美委員** では、ラポールでやるということですか、市民説明会は。

○ **片山健康福祉局障害福祉保健部長** おっしゃるとおりです。今のところはそれを予定していますが、ちょっと会場の都合もありますので今後の検討になりますが、例年ですとラポールになります。

○ **みわ智恵美委員** さっきの市民にどれだけ横浜市の障害福祉の施策・取組が伝わっているのかというお話と、それからこの施策そのものを推進していくには、市民の理解も得てから進めるということでは、今ネット上でもというふうな話も少しされましたけれども、市民説明会がラポール1か所ではどうかと思います。なかなか会場を取ったり厳しいのかもしれないですけれども、各区でやっていただくとかもう少し、これからつくっていく、6年間にわたる間で3年目にチェックもあるんでしょうけれども、多くの方々に関わるし、そしていつでも、誰でも、どこからか、自らが障害児・者になる可能性もあるわけですよ。そういうことを考えたら、市民説明会と銘打っているならば、もう少し細かくやっていただけないかなと思うんですが、いかがですか。

○ **片山健康福祉局障害福祉保健部長** ありがとうございます。我々も普及啓発とか、そういうことについては常々、かなりやっているつもりでは、実は横浜駅の前とかいろんなところでやっているんですけれども、委員おっしゃるとおり、障害当事者になると関心高まるんですが、あるいは身近にいると高まるんですけれども、そうでない人にどう関心を持ってもらうかというのが課題ですので、委員の御意見も踏まえて、今後やり方については検討してまいります。

○ **みわ智恵美委員** よろしくをお願いします。

○ **奥石かつ子委員** ありがとうございます。横浜市が独自でやっていた施策が全国になってということ、前例が幾つもあって、とても私は割と障害が身近なんですけれども、いいなと思うんですね。

今、例えば障害者の移動支援の仕組みがありますが、グループホームから作業所に移動するときと一緒に移動してあげるとなると、その支援者はグループホームまでお迎えに行かなければいけないんですよ。そうすると、グループホームから作業所までの道すがらの時間は補助金が入るんですけれども、グループホームまで行くところは入らないんですね。そうすると、そのヘルパーとして働いてくれる人は自腹を切っ

て、そこまで行ってあげなければいけない。移動支援って、とても今そういう働きにくい状態なんですけれども、そういう話、多分インタビューとかでかなり出てきて、その課題というのは多くの人が把握し出していると思うのでね。そういうのを確実に、では横浜市独自のものをまずはつけましょう、そこから全国に広げていこうというのを丁寧にやっていただきたいことが1つなので、それが把握されているかというのが1つ。

あともう一つ、後見的支援制度という、これは後見人制度とは全く違う、隣近所の助け合い。お隣のお兄さんがお隣のお姉さんを見てあげていたようなものを、あんしんキーパー登録をしてもらうことで、ボランティア活動として正式にやっていくという制度がありますけれども、その後見的支援制度というのも横浜発の制度で、これもなかなか機能がうまくいっている区と、あんしんキーパーさんの登録が少ない区とあると思うんです。それは、恐らく先ほどからお話が出ている一般市民の方の障害に対する心のバリアフリーの度合いによるのではないかなと思うんですけれども、せっかく一般市民の方の障害施策意識というのを取ったら、多分どういうエリアの人は障害理解が高い、深くて、どういうエリアにお住まいの人は障害を理解しづらい暮らしを送っているかというのが統計的に出てくると思いますので、理解を深めていこうと全体として思っていらっしゃるなら、理解の深い人はなぜ深いのかということをやっぱり分析していただいて、そこを仕掛けていかないと、やっぱりなるように任せていては深まっていかないと思うんですよ。その辺までデータで上がってきた情報の分析みたいなことはされているんでしょうか。

- **片山健康福祉局障害福祉保健部長** 先に後見的支援の話をしていただきますと、おっしゃるとおり、あんしんキーパーということで、年々登録者数なんかも増えてきていて、御協力いただいているところではあるんですけれども、確かに地域差があるところがございます。委員も御案内かと思いますが、区には自立支援協議会というのがございますので、そうした中では委員おっしゃられたようなことも議論しながら進めているところがございますので、しっかり委員の御意見いただいたところをこれからもやっていきたいと思えます。

それと、あともう一つがヘルパーの件ですね。全体でいえば報酬単価ということだと思います。これは介護業界全てにおいて人材不足ということもあります。また、報酬単価が低いということもあって、我々としてもそれは課題だと認識しています。先ほど委員がおっしゃられた使いづらさみたいなことも含めて、国には要望しているところがございますので、しっかり国に要望していきたいというところがございます。

市としてというところもあるんですが、かなり障害福祉費は先ほど資料にもありましたとおり、右肩で上がっているところもございまして、こういうところを見ながら進めていく必要があるかなとは思っております。

- **輿石かつ子委員** 片道、自腹を切るという現実をもう少し広く皆さんに知っていただいて、そのの部分もちゃんと往復つけてあげるようにしていただきたいと思うんですけれども、それは可能なんですか。
- **片山健康福祉局障害福祉保健部長** すみません、そういう要望は実はいろんなところで、ヘルパーってやはりいろんな行動パターンがあるので、こういう場合はとかいろんなバージョンがあるので、委員にいただいた御意見を踏まえて、今後、国を含めて意見を言っていきたいと思います。ありがとうございます。

(「ありがとうございます。以上です」と呼ぶ者あり)

- **斉藤達也委員** 障害をお持ちの方あるいは当事者団体の方々のいろんな御意見を丁寧に伺うということはすごく大事な事だと思います。

それともう一つ、こちらに今ちょうど出ている主な事業所数の推移ということで、各4区分それぞれ事業所が増えているということで、これは横浜市が増えているのか。それとも、他都市も含めて全体的に増えているのか。その辺ってどんな状況ですか。

- **片山健康福祉局障害福祉保健部長** 全国的に増えている課題でございます。
- **斉藤達也委員** 私も現場で、この放課後等デイサービスとか児童発達支援事業所等々、いろんな事業者さんとも意見交換するときがあるのですが、意外と同じ事業所というか、同じことをやっていらっしゃる方々との意見交換という場合は、区役所とかまとめていただいてやっていただいているケースがあるそうなんです。全然違う系統でそれぞれお仕事されている方々同士の横の連携というのが、まだそんなにないんですよ。みたいな話をちょっと聞いたことがあって。多分、分野分野で、例えば子供から大人になるまで、大人から先みたいところでそれぞれ御担当があって、それぞれのところはそれぞれのところで意見交換はあるかもしれない。多角的に御家族をサポートするとすると、いろんな他業種の連携というのがすごく大事ではないかなと思っているんですが、そういった連携、さっきこちらのほうで連携という話もちょっと出ていたと思うんですけども、事業者同士の連携というのは、何かそういうところをサポートされているケースってありますか。
- **安達こども福祉保健部担当部長** 委員の御指摘のとおり、同じ種類の業種の方々ですと、例えば放課後等デイサービスの事業者さんとか、児童発達支援事業所の事業者さんなんかは、こちらで集めて研修会をやったりとかということはやっております。
ただ、異業種というか、ちょっと種類の違うところの交流というのはなかなか設定もできていないんですが、例えば区役所で、先ほど話がありましたが、自立支援協議会の中でいろんな事業者さんが集まって情報交換をするといったような取組は、これは当然区もサポートとして入っておりますけれども、やっているところがございます。
- **斉藤達也委員** そういう方々の現場の御意見というの、制度上、国のほうに改善を要望するしかない場合もあるし、横浜市で対応ができる場合もあるし。そういう当事者の方とか、当事者団体の方の御意見ももちろん大事ですし、あわせて実際にやっていらっしゃる事業者の方々の意見をしっかりと把握すること、それも大事だと思うんですけども、その辺というのは何か、そういう取組はやっていらっしゃいますか。ちょっと確認したいと思います。
- **安達こども福祉保健部担当部長** そうですね、現状でまとめて意見をお伺いするとか、システムでそうできているものはないんですが、日頃からいろいろな問合せとか、いろいろ指定だとか、あるいは指導する中でいろんな御意見をいただいておりますので、こういったものを我々としてもしっかりと分析をしながら、どういったことを事業者さんたちが困っているのかなとか、求めているのかなといった実態については、しっかりと研究していきたいと思っています。
- **斉藤達也委員** そういうところもしっかり受け止める窓口というか、話を聞いていただけるといいかと思えます。

それと、あともう一つ、実は私の家にも届きましたけれども、ヨコハマ生活応援クーポンという5000円頂けるクーポンということなんです。これで実は視覚障害者の方々から御意見、かなり御立腹だったということで。いわゆる点字が書いてなくて、このクーポンの意味がちょっとよく分からなかったというような御意見があって、区役所を通して話を聞いたら、半円状のくぼみがあって、それをあれすると音声で聞ける

ような仕組みはあったということですかね。ただ、それ自体も普及が、全員それを使っているというわけではないということです。

ですから、そういうことをもしクーポンでお配りする際に、事前に例えばそういう障害者、特に視覚障害者の方々の団体さんとか、そういう利用者さんに事前にお伝えしておいて、そういうことでこういう説明については、点字は今回、はがきの形状によって点字が打ちづらい形状だということも聞きましたけれども。そんなようなこともあるので、一応音声のほうで対応するのと、あと、もし分からなかったら区役所とかに相談に来てくださいとか、そういう事前のアナウンスみたいのが欲しかったと、そういう御意見があったので、その辺何か配慮されたり、検討したりとか、そういう経過はありましたでしょうか。

- **片山健康福祉局障害福祉保健部長** このたびはすみません、大変不快な思いをさせてしまいまして申し訳ございませんでした。

我々としては、今回のクーポン券については、総務局とも連携して対応を進める、改めて点字で送付できるよう対応するとは聞いております。

健康福祉局としては、情報保障、いわゆる点字も含めて、そういう取組は大変重要であると考えています。現在、情報保障のためのガイドラインというのを、障害と一言で言ってもいろんな方がいらっしゃいますので、障害種別ごとにガイドラインを作成してホームページで公表しています。とりわけ、その点字に関する情報提供というものにつきましては、保険とか税あるいは医療とか、市民の皆様に必要な本市から発出する通知につきましては、点字を希望される方には郵送できるような仕組みは庁内で整えているところです。ちょっと今回いろんな事情もあって、別の部分での工夫で事務局のほうで対応と聞いていますが、今後もしっかりと連携しながら取り組んでいきたいと考えています。

- **斉藤達也委員** そういう様々なお立場の方に対する配慮をするということも、もちろんすぐ作業するところでは非常にいろいろ検討はしていただいているとは思いますが、そういう声も上がっていたので、ちょっとお伝えしておきます。次回からはまた改善していただけたらいいかと思います。

以上です。

- **伊藤くみこ委員** 御説明ありがとうございました。ちょっと2点ほどお伺いしたいんですけども、いつも課題でありますこの人材確保という点なんですけれども、足りないという状況の中で、障害のある方というのがかなり増加が加速している状況なんですけれども、今後その人材確保に向けて、これからどのような形で強化していかれるのか。その点をお伺いしたいんですが、お願いいたします。

- **片山健康福祉局障害福祉保健部長** 委員御指摘のとおり、人材確保はもうあらゆる分野で課題になっていますが、障害の分野もとりわけ厳しくなっている状況でございます。ですので、我々も事業者の皆様と、いろんな人材確保の様々なセミナーとか、いろんな工夫はしているところでございます。今年からは外国人材の確保なんかも、少しセミナーなんかも含めてやっていこうということで、今検討を始めているところでございます。引き続き、最も重要な業務の一つとしてしっかり取り組んでまいります。

- **伊藤くみこ委員** よろしくお願ひいたします。

それと、もう一点お伺いしたいんですけども、福祉施設から地域移行するための介助・相談・住まいの確保と維持というところ、重点的なこととなっておりますけれども、こちら今現在、例えばグループホームから地域で独り暮らしを始めるような状況のときに、その介助・相談をするのはもともと所属していたグループホームの方たちが行っているのでしょうか。それとも、また新たな相談の場所とか、そういうのがあ

るのでしょうか。

- **片山健康福祉局障害福祉保健部長** いろんな形があるかと思いますが、原則としては計画相談という、いわゆる高齢でケアマネさんみたいな人がいまして、そういう計画相談事業所が対応することになっていますが、状況によっては、例えば身近なグループホームの方とかという場合もあるかもしれません。
- **伊藤くみこ委員** こちらもかなり重要なところだと思うんですけども、今のところ、そういう計画相談という形のことがしっかりと組み立てられている状況ですか。
- **片山健康福祉局障害福祉保健部長** 計画相談事業所、今成人のほうでいうと6割ぐらいの利用率で、あとはセルフプランという形で自らということになっていますが、実数は結構伸びてはいるんですけども、障害のある方が増えている中で、どうしても割合としては6割ぐらいでずっと推移しているような状況ですが、我々も課題として認識していますので、しっかり対応できるようにしてまいります。
- **伊藤くみこ委員** よろしく願いいたします。ありがとうございました。
- **安達子ども福祉保健部担当部長** 今の計画相談の部分ですけれども、今全体では6割という話でしたが、子供の部分では2割程度ということもあって、なかなか子供を対象にやってくれる事業所というのが少ない状況がありまして、これは我々も課題だなと思っておりますので、しっかりちょっと、どう拡大していけるかとか、そういったところはまたこのプランの中でもいろいろ考えていきたいと思っています。
- **伊藤くみこ委員** やはりお子さんのところだと、様々な連携がさらに必要になるかと思しますので、しっかり取り組んでいただくようお願いいたします。
以上です。ありがとうございました。
- **麓理恵委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
健康福祉局及び教育委員会事務局の職員の方は退席されて結構です。ありがとうございました。
(関係職員退室)

◎ 第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画策定の概要について

- **麓理恵委員長** 次に、第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画策定の概要についてを議題に供します。
当局の報告を求めます。
- **福嶋子ども青少年局長** 第3期横浜市こどもの貧困対策に関する計画策定の概要について御説明いたします。
お手元の資料1ページを御覧ください。
1、計画の概要について、(1)計画策定の趣旨ですが、現在本市では、令和4年度から8年度までを計画期間とする第2期横浜市こどもの貧困対策に関する計画の下、関係部局が連携しながら、子供の貧困に関する対策に取り組んでおります。現行計画が令和8年度に終了することに伴い、引き続き実効性の高い施策を展開していくため、次期計画を策定いたします。
策定に当たっては、横浜市中期計画2026～2029や、こども、みんなが主役！よこはまわくわくプランなどの関連計画における課題認識や基本的な考え方を踏まえ、本市における総合的な貧困対策として取りまとめまいります。
(2)計画期間については、令和9年度から13年度までの5年間とします。
(3)計画の対象については、生まれる前から大学等を卒業した後の自立に向けた支援を含め、おおむね

20代前半までの現に困窮状態にある、または保護者の疾病・障害やひとり親家庭であることなどをはじめ、様々な理由により困難を抱えやすい状況にある子供・若者とその家庭を対象とします。

2、実態把握のための調査についてですが、計画策定に当たり、本市の子供の貧困に関する実態等を把握・分析するため、こども・保護者向けのアンケート調査及び団体等へのヒアリング調査を実施します。

なお、横浜市こども・子育て基本条例に基づき、子供が意見を表明する機会を確保するという観点から、子供向けアンケート調査には自由意見欄を設けます。

2ページを御覧ください。

(1) こども・保護者向けアンケート調査の概要案につきまして、まず目的ですが、子供や子育て家庭の生活実態に関する数値的データを把握するために実施します。対象については、①市内在住の5歳児の保護者として、横浜市子育て応援アプリパマトコに登録している1万2000世帯程度、②市内在住の小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者として、無作為抽出によりそれぞれ1万8000世帯程度を予定しています。

調査方法ですが、上記①の5歳児の保護者については、パマトコを通じて回答フォームの案内を送付いたします。上記②の小学5年生、中学2年生、高校2年生とその保護者については、各世帯に回答フォームの案内を郵送いたします。これらは全てオンラインでの回答で、無記名・同一世帯をひもづける形で実施いたします。

調査項目ですが、子供向けアンケートでは、生活・健康状態、学習状況、交友関係、日常的に利用する場所、生活満足度・将来展望、困り事、悩みなど、また保護者向けアンケートでは、世帯の状況、生活・健康状態、就労状況、世帯収入、家計による制約、子育て等に関する悩み、相談先の有無など幅広く設定します。

(2) 団体等へのヒアリング調査の概要(案)ですが、目的は、日頃からこども・子育て支援に関わる団体等へのヒアリングを通じて、数字には表れにくい子供や子育て家庭の状況、必要な支援等を把握するために実施します。

対象については、ひとり親支援、子供・若者支援などに関わる団体を中心に、10団体程度を予定しています。

調査項目ですが、困難を抱えている、またはそれに近い状況にある子供や家庭の特徴、より効果的と考えられる支援の方法、支援を行う上での課題、関係機関との連携の状況・課題などを予定しています。

3、策定スケジュールですが、来月7月から8月にかけて、ただいま御説明しました子供の貧困に関する実態把握のための調査を実施します。9月の第3回市会定例会において、調査結果の速報及び計画の骨子案について御報告し、12月の第4回市会定例会において計画素案について御報告いたします。その後、12月から翌年1月にかけて市民意見募集を実施し、3月の第1回市会定例会において計画原案について御報告した上で、計画策定する予定でございます。

次の3ページには、参考として現行の第2期計画における基本目標及び体系を記載しております。後ほど御覧いただければと思います。

御説明は以上でございます。

- 麓理恵委員長 報告が終わりましたので、質疑等に入ります。
- 白井亮次委員 ありがとうございます。アンケート調査の概要のところなんですけれども、②で高校2年生とその保護者ということで、本当に困っている子供って中学卒業して働いているではないですか。彼らは

納税をしているわけであって、本当に困って働いている子たちの税金が、自分より裕福な子供たちに使われるといういびつな構造になっているなど思っていて、それを否定しているわけではないんですけども。

つまり何が言いたいかという、そうした子供たちへのこの調査というのが、実は本質的なのではないかなと思っていて、そこをどうお考えですか。

- **久保田企画部長** おっしゃるとおりで、いわゆる高校生年代であっても、常に入学自体は99%以上の方が入学されますけれども、途中で様々な事情によってお辞めになったりという方もいらっしゃると思っております。ここに、高校2年生と書いてはございますけれども、年齢としては高校2年生年齢ということで、住民基本台帳のほうから無作為抽出でやってまいりますので、その点については対応できるかと考えておりますので、しっかりやっていきたいと思っております。
- **白井亮次委員** ありがとうございます。本当に取っただけではなくて、関係団体もヒアリングがあるということで、本質的なアンケートになるのを期待しますので、よろしくお願ひします。
以上です。
- **高田修平委員** 委員ありがとうございます。1点、この子供の意見表明の機会を確保するという観点から、子供向けのアンケート調査に自由意見欄を設けますといったことでもいい取組だと思っておりますが、私は子供の頃、自由記入欄とかはあまり何も書かなかった人なので、これ自由記入欄というだけで、例えばどういった意見が出てくるのか。それとも、例えば子供の貧困対策に対して、どういった聞き方を大人がリードしてあげて、子供の悩みを吸い上げるような問いかけにしてあげたほうが私は書きやすいのかなって。そこはどのようにお考えになっているのか教えていただきたいです。
- **久保田企画部長** おっしゃるとおりで、今回、子供の自由意見欄を設けるというのは非常に大きな意味があると考えております。そのために、今回、統計的に見れば、ここまで多くの人数を取らずとも、抽出率をもっと低くして、小さな人数の規模の調査というのをやってもいいのですが、今おっしゃったとおりで、ただ聞いても、お子さん、なかなか自由意見といわれても答えづらいと思うんですね。小学5年生、中学2年生まで、また斜に構えて、高校2年生も答えづらいかもしれない。そういったところでどういうふうに工夫をしていくのか。ただ、答えていただける比率は低かったとしても、今回その母数を先ほど申し上げたとおり、かなり多めに取っておりますので、普通に選択的な調査では分からなかった言葉が拾えてくると。そして、それを我々がしっかりと集約を、今回オンラインにしておりますので、そこを集約することで、これまで我々が見えていなかったもの、課題とかというものも拾えてくれればありがたいなと考えています。
- **高田修平委員** ぜひ、子供たちが意見を言いやすい工夫をしていただけますよう、よろしくお願ひいたします。
以上です。
- **麓理恵委員長** 他に御発言もないようですので、本件についてはこの程度にとどめます。
以上でこども青少年局関係の議題は終了いたしました。

◇

◎ 閉会中調査案件について

- **麓理恵委員長** 次に、閉会中調査案件についてお諮りいたします。
こども青少年施策の推進等について、そして教育関係施策の推進等について、以上2件を一括議題に供します。

お諮りいたします。

本件については、いずれも閉会中継続審査にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 麓理恵委員長 御異議ないものと認め、さよう決定をいたします。



◎ 委員派遣について

- 麓理恵委員長 次に、委員派遣についてお諮りいたします。

委員派遣を行う必要が生じた場合、日時、視察箇所等の決定につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 麓理恵委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、委員の皆様も御希望ございましたら、正副委員長に申し出ていただきたいと思ひます。

以上で本日の審査は全て終了いたしましたので、委員会報告書等を議長宛てに提出いたします。



◎ 各種委員会委員について

- 麓理恵委員長 次に、各種委員会委員について御報告いたします。

本件については、配付されております資料のとおり、過日の運営委員会で役職をもって充てることが決定されておりますので、御了承願ひます。



◎ 閉会宣告

- 麓理恵委員長 以上で本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後3時46分